平成25年2月定例会 経済委員会(付託) 平成25年2月28日(木) 〔委員会の概要 農林水産部関係〕

有持委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。(10時41分)

これより、農林水産部関係の審査を行います。

農林水産部関係の付託議案につきましては、さきの委員会において説明を聴取したところでございますが、この際、理事者側から追加提出議案について説明願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【追加提出議案】(資料①)

- ○議案第65号 平成24年度徳島県一般会計補正予算(第8号)
- ○議案第73号 平成24年度徳島県農業改良資金貸付金特別会計補正予算(第1号)
- ○議案第74号 平成24年度徳島県林業改善資金貸付金特別会計補正予算(第1号)
- ○議案第75号 平成24年度徳島県県有林県行造林事業特別会計補正予算(第2号)
- ○議案第76号 平成24年度徳島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計補正予算(第1号)

【報告事項】

- ○電気料金値上げへの対応について
- ○県立神山森林公園での事故の経過について

吉田農林水産部長

2月定例会に追加提案いたしました農林水産部関係の案件につきましては、平成24年度 補正予算案でございます。その概要につきましては、お手元の経済委員会説明資料(その 3)によりまして、御説明申し上げます。

資料の1ページをごらんください。

一般会計歳入歳出予算の総括表でございますが、今回の補正予算の総額は、最下段の計欄の補正額欄に記載のとおり、50億3,421万5,000円の減額をお願いするものであり、補正後の予算総額は382億8,187万1,000円となっております。

補正額の財源内訳につきましては、括弧内に記載のとおりでございます。

2ページをごらんください。

特別会計でありますが、補正予算の総額は、最下段の合計欄の補正額欄に記載のとおり、 1億7,709万円の減額をお願いするものであり、補正後の予算総額は2億2,121万3,000円となっております。

3ページをごらんください。

課別主要事項でございます。

事業の内訳につきましては、摘要欄に記載しておりますが、主なものについて御説明さ

せていただきます。

農林水産政策課の一般会計でありますが、2段目の農業金融対策費では、摘要欄③の農業近代化資金融資費の利子補給金の実績の確定などにより、補正額欄に記載のとおり、3,626万7,000円の減額をお願いするものでございまして、農林水産政策課合計といたしまして、最下段の補正額欄に記載のとおり5,207万9,000円の減額となっております。4ページをごらんください。

農林水産政策課所管の特別会計でありますが、1段目から3段目までの農業改良資金貸付金、林業改善資金貸付金及び沿岸漁業改善資金貸付金につきまして、融資見込に合わせた貸付枠の縮小などに伴い、農林水産政策課合計といたしまして、最下段の補正額欄に記載のとおり1億6,713万5,000円の減額となっております。

5ページをごらんください。

農村振興課でありますが、2段目の山村振興対策事業費では、摘要欄①の中山間振興事業費における事業費の確定などによりまして、補正額欄に記載のとおり4,421万6,000円の減額、4段目の土地改良費でありますが、摘要欄②の中山間地域農村活性化総合整備事業費における中山間地域の生産基盤の整備など、補正額欄に記載のとおり4,835万3,000円の増額、5段目の農地調整費では、摘要欄①の地籍調査費におきまして、国の大型補正予算に対応し、補正額欄に記載のとおり1億4,244万円の増額をお願するものでございます。

以上、農村振興課合計で、最下段の補正額欄に記載のとおり1億1,880万3,000円の増額となっております。

6ページをごらんください。

農業基盤課でございますが、3段目の土地改良費では、国庫補助事業の確定などによる 減額の補正を、4段目の農地防災事業費では、摘要欄②の災害関連緊急地すべり防止事業 費など、減額の補正をお願いいたしております。

7ページをごらんください。

2段目の農地及び農業用施設災害復旧費及び3段目の耕地海岸施設災害復旧費では、大規模な災害が発生しなかったことなどによります減額の補正をお願いするものであります。 以上、農業基盤課合計といたしまして、最下段の補正額欄に記載のとおり21億7,162万9,000円の減額となっております。

8ページをごらんください。

農林水産技術支援本部でありますが、1段目の農業総務費では、摘要欄③の就業機会創出支援費における青年就農給付金の交付実績の確定などによりまして、補正額欄に記載のとおり3,266万8,000円の減額をお願いするものであります。農林水産技術支援本部合計といたしましては、9ページ最下段の補正額欄に記載のとおり4,361万8,000円の減額となっております。

10ページをお開きください。

とくしまブランド課でありますが、5段目の園芸蚕業振興費では、摘要欄③の野菜経営 安定対策費における価格差補給金の交付実績などによりまして、補正額欄に記載のとおり 1億2,282万6,000円の減額をお願いするものでありまして、とくしまブランド課合計といたしましては、最下段の補正額欄に記載のとおり1億1,443万9,000円の減額となっております。

11ページをごらんください。

12ページをお開きください。

水産課であります。2段目の水産業振興費では、摘要欄①の漁業経営構造改善事業費における事業費の確定などによりまして、補正額欄に記載のとおり、4,070万4,000円の減額をお願いするものであります。

下から3段目の漁港建設費では、国庫補助事業費の確定などによりまして減額の補正を、 下から2段目になりますが、漁港施設災害復旧費では、大規模な災害が発生しなかったこ となどによりまして減額の補正をお願いするものであります。

以上、水産課合計といたしましては、最下段の補正額欄に記載のとおり3億7,333万6.000円の減額となっております。

13ページをごらんください。

林業戦略課の一般会計でありますが、1段目の林業総務費では、摘要欄⑥の森林整備加速化・林業飛躍事業費における林業機械導入などの事業の確定などによりまして、補正額欄に記載のとおり4億6,686万1,000円の減額を、2段目の林業振興指導費では、摘要欄②の木材需要拡大奨励費における国庫補助事業の確定などによりまして、補正額欄に記載のとおり6,107万8,000円の減額を、4段目の造林費におきましては、摘要欄②の森林環境保全整備事業費における国庫補助事業費の確定などによりまして、補正額欄に記載のとおり2億5,925万5,000円の減額をお願いするものであります。

以上、林業戦略課合計といたしましては、最下段の補正額欄に記載のとおり7億8,803万5,000円の減額となっております。

14ページをごらんください。

林業戦略課所管の特別会計でありますが、県有林県行造林事業に係る事業費の確定などによりまして、995万5,000円の減額をお願いするものでございます。

15ページをごらんください。

森林整備課でございますが、4段目の治山費では、摘要欄②の災害関連緊急治山事業費など、減額の補正をお願いするものでございます。

5段目の災害林道復旧費から、7段目の治山施設災害復旧費(土木施設)までにつきまして、大規模な災害が発生しなかったことなどによりまして、減額の補正をお願いするものでございます。

以上、森林整備課合計といたしましては、最下段の補正額欄に記載のとおり、16億6,009万8,000円の減額となっております。

16ページをお開きください。

繰越明許費でありますが、先議分につきましては、先の事前委員会で御承認いただいて おりますが、それ以外の事業につきまして、追加分といたしまして繰越をお願いするもの であります。

16ページから17ページに記載のとおり、農村振興課ほか5課の18の事業につきまして、 追加分に係る翌年度の繰越予定額の合計といたしましては、17ページの最下段に記載のと おり10億8,931万1,000円となっております。

18ページをお開きください。

繰越明許費の変更分でございますが、18ページから19ページに記載のとおり、先議で御承認いただきました22事業のうち、農村振興課ほか4課の合計20の事業につきまして、翌年度繰越予定額の変更をお願いするものでありまして、変更後の翌年度繰越予定額の合計といたしましては、19ページの最下段、補正後額欄に記載のとおり98億2,079万4,000円となっております。

繰越をお願いする事業につきましては、計画に関する諸条件などから、年度内の完成が 見込めなくなり、やむを得ず翌年度に繰越となるものであります。今後は、できる限り事 業進捗に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

20ページをごらんください。

債務負担行為であります。土地改良法の規定に基づきまして、国営土地改良事業の負担金の償還におきまして、農業基盤課の国営吉野川下流域総合農地防災事業、そして国営那賀川総合農地防災事業で、平成23年度事業の実施に係る負担金について、債務負担行為の追加設定をお願いいたしております。

提出案件の説明は、以上でございます。

この際、2点、御報告させていただきます。資料はございません。

まず1点目でございますが、四国電力株式会社による電気料金の値上げ申請についてであります。電気料金値上げにつきましては、これまで四国電力に対し、経営合理化、明確かつ丁寧な説明及び最大限の配慮を申し入れますとともに、昨年12月に県内の生産者及び関係団体に対し行った影響調査の結果を踏まえ、「利益がほとんどなくなる」、あるいは「雇用を減らすしかない」といった農林水産業に携わる県内電力需用者の切実な声をお伝えしてまいりました。

今回の値上げ申請につきましては、2月20日に四国電力から県に対し説明があり、この際、政策監より「国、地方を挙げての経済再生の取り組みに水を差すものであり、誠に遺憾である」と申し上げますとともに「電気事業者としての高い公共性を自覚し、県民経済活動や県民生活をしっかりと守るという強い決意を持ち、積極的な情報開示や丁寧な説明を行うこと」、「さらなる合理化とサービスの向上」を求めたところであります。

また、同日、庁内連絡調整会議におきまして、政策監補より各部局に対しまして、値上げの影響把握、国の動きの情報収集と共有及び一層の節電対策を行うよう指示がなされました。

こうした点を踏まえまして、値上げ申請後の2月21日から26日にかけまして、生産者や

関係団体67者に対しまして、この度の値上げ申請による影響をお伺いしたところであります。その結果は、「かなりの影響がある」が約67%、「多少、影響がある」が約28%、

「影響はない」が約5%と、約95%の方々から影響があるとの回答がありました。

農林水産部といたしましては、引き続き、情報収集及び影響把握に努めますとともに、各部との十分な連携のもと、今回の調査結果を四国電力や国にお伝えするなど、値上げ申請について厳正かつ公正、そして、国民目線に立った審査が行われるよう対応してまいりたいと考えております。

2点目は、県立神山森林公園での事故の経過であります。この件につきましては、先般、 2月13日の事前委員会で御報告させていただいたところでありますが 事故に遭われた板 野郡在住の女児8歳におかれましては、通学が可能となる状態にまで回復いたしまして、 去る2月20日水曜日に無事退院いたしました。

今後は、事故再発防止に努めまして、利用者の皆様が安心して施設を利用していただけるよう、これまでにも増して安全の確保に努めてまいりたいと考えております。

報告事項は以上でございます。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

有持委員長

以上で、説明等は終わりました。 それでは、これより質疑に入ります。 質疑をどうぞ。

木南委員

今、説明資料(その3)で、園芸産業振興費が1億2,000万円余りの減額なったんですが、実は養蚕業というのは、もう全くいなくなったんです。平成25年度予算は、園芸産業振興費と費目が変わったんですが、養蚕業の現状はどうですか。

隔山ブランド戦略総局とくしまブランド課長

養蚕業の現状ということでの御質問でございますが、養蚕業につきましては、既に業自体が本県におきましては、なくなったということで養蚕農家はなしです。

木南委員

ちょっと古い話からするんで、後でわかっていただけると思いますので、御辛抱いただきたいと思います。 1960 年代だったと思うんですが、そのころの初任給が1万円から1万2,000円から3,000円、年収は20万円から30万円ぐらいのときに、農家というのは7けた農業を目指すという目標があった。7けたとは何かというたら、一、十、百、千、万、10万、100万円を売上するというふうに農業の指導をされてきて、そのころ私は農業高校の生徒だったんで、それを目指して勉強したわけであります。そのころの1960年代に、アメリカにアグリビジネスの概念という論文が出たんです。そんなことがあり、7けた農

業というのが、このころにありましたよね。

そのときに、夢をもって就農した人が今は60代後半で、その人たちが今の農業を支えていると。この人たちは7けた農業、一般のサラリーマンが20万円、30万円の年収のうちに、100万円の売上をしょうと夢をもって就農し、後継者として農業を継いだ人が多かったのが今の現在の農業を支えておるということが言えるんだと思います。

先日、この委員会で4月にオープンする農林水産総合技術支援センターを見せていただきました。本当に環境のいい中で、すばらしい設備が整っているなと、そんなこと思っております。大いに期待したいんですが、農業大学も移転している。あるいは、先ほど言ったアグリビジネス。新しい言葉のようなんだけど、1960年代からある言葉なんですが、アグリビジネスクールが開設するというふうに聞いておるわけであります。

しかし、そのときに7けた農業という夢をもって、それを目指していった人が今も残っているんですが、新しい農業、あるいは就農者を増加させるというのは、一定の所得を上げる、そのころの7けた農業ですよ。今も一定の所得が得られるような経営モデルというの示さないと、夢をもった就農者はふえませんよ。そこらあたりは、どんなふうに考えられているのか、お聞かせいただきたいと思います。

水岡農林水産総合技術支援センター普及教育課長

委員の御指摘のとおり、就農者を増加させるためには、やはりもうかる農業の実現が重要でございまして、所得の確保というのは経営の大前提であろうと考えておるところでございます。

そこで先ほど、お話がございましたように、農林水産総合技術支援センターのオープンを機に、センターが核となりまして、市場動向等を踏まえました経営モデルを作成することといたしておるところでございます。

具体的には新たな品目や作付け体系の導入によりますブランド産地モデルでは、砂地畑におけますサツマイモの裏作に適した品目選定を行いまして、砂地畑農業を発展させる砂地畑農業モデルなど、一定の所得を確保を前提といたしました幾つかの経営モデルを作成することにいたしておりまして、これを農業者に広く情報提供してまいりたいと考えておるところでございます。

さらに農業技術や知識にたけた農業者の方を対象に、作成された経営モデルを実証いた します農業経営モデル実証事業というのも考えておりまして、こちらのほうも取り組むこ ととしております。こうしたモデルを実践することによりまして、もうかる農業モデルを 具現化いたしまして、就農の促進に向けて取り組んでまいりたいと考えておる所存でござ います。

木南委員

モデルというか、そういう漠然とした話はようわかるんやけれども、就農していったら 今のサラリーマンの年収はこれぐらいですよ、就農していくとこれぐらいの売上目標を立 てれますよとの具体的なものはあるんですか。

水岡農林水産総合技術支援センター普及教育課長

御承知のとおり、サラリーマンの平均所得が 400 万円程度ということで、今後、作成いたします経営モデルにつきましては、それ以上を目指すということで考えておる次第でございます。

木南委員

四、五百万円の年収としたら、農家の売上で言うたら、どれぐらい要るんですか。

水岡農林水産総合技術支援センター普及教育課長

例えば、所得率を40%といたしますと、やはり最低でも 1,000 万円以上が基準になるというふうに考えております。

木南委員

1960 年代の話で、7けた農業というのは100万円ですが、いわゆる8けた農業ということを目指すのが、この支援センターかなと。あるいはアグリビジネススクール、農業大学かなと思うんですが、どうですか。

水岡農林水産総合技術支援センター普及教育課長

まさに委員御指摘のとおり、今後は8けた農業、さらには9けた農業というのを目指して経営モデルをつくってまいりたいと思います。現実に藍住町あたりでは、洋ニンジンの栽培農家で、億単位の収入がある農家もございます。そういったところも参考にしながら、経営モデルを作成してまいりたいと考えておるところでございます。

木南委員

まさに今、課長がお話になったように、そのころに就農した人は7けた農業を最初は目指してたんですよ。今、非常にその格差が、いろんな産業ができて、遊休地というか耕作放棄地ができ、ピンチをチャンスにして、随分、耕作地を広げて1億円以上の売上をしている農家が私の友人にも何人かおりますけれども、そういう農家もできてきたわけですが、そんなことを目指して、とりあえずは生活ができる農業というのをまず一つつくって、そこを基盤にして次に広げていくという施策というのが、非常に必要でないかと思っていますので、その支援センター等については、頑張ってほしいとエールを送るところです。

次に、TPPが先日の安倍総理とアメリカの大統領との会談で、随分、方向性がついてきたように思うんです。この行方は別にして、農業に限らずグローバル化というのは非常に進んでいくと思うんです。それで、どの国を見ても農業の保護政策というのはあるんですよ。これは何かと言ったら安全保障の問題、あるいは多面性と言って、1次産業の環境に対する貢献度等の多面性を持ったもんですから、農業の保護政策というのはあると思うんです。どこの国にでも。

しかしそのグローバル化は進んでいく、国際競争力はつけなければならない。その政策

は怠ってはならないと思いますが、まだTPPについての所見を求める段階ではないんですが、国の方向がありますよね。もしかして、そのTPPに入ったら大きな農林水産業に打撃があるよと言われとんですが、この政府の動きに対して県のスタンスをお伺いしておきたいと思います。

吉田農林水産部長

木南委員からTPPに関する政府の動きに対する県の見解と所見というお話でございます。御指摘のとおり、去る2月の23日でございますが、アメリカで行われました日米首脳会談におきまして、TPPに関する日米共同声明が発表が行われまして、この中でTPP交渉に参加する場合には、全ての物品が交渉の対象とされるが、交渉参加に対し一方的に全ての関税撤廃をあらかじめ約束することを求められるものではないことが確認されまして、日本には一定の農産品などのセンシティビティが存在することの認識が示されたとされております。

この日米共同声明を受けまして、近く交渉参加を正式に表明するとの報道もなされておるところでありますが、TPPにつきましては、農林水産業を初め、地域の経済、あるいは雇用、医療政策など、国民生活に大変大きな影響を及ぼすものでありまして、まず国におきましては、できる限り速やかに国民に対しましてTPPに関する影響、あるいは見通しについての詳細な情報開示とそれに対応する具体的な対策を提示し、国民的な合意形成を図っていただきたいと考えております。

これまでも申し上げていたところでありますが、県といたしましては、十分な情報開示がなく、国民の合意形成が図られないまま拙速に交渉参加に踏み切るべきではないという ふうに考えております。

木南委員

TPPについては、国論を二分しているわけでありますが、1次産業というのに影響が多いというのは、どの国でもそうですが、TPPの加盟国、農業に全く頼らない国というのは多いわけでありますが、例えば、アメリカ、あるいはオーストラリア、ニュージーランド、日本なんていうのは、やはり農業の保護政策、ニュージーランド、オーストラリアはまた別の問題がありますが、保護政策があるわけです。

これの兼ね合いがあると思うし、安全保障上の問題もあると思うんで、やすやすとその作戦に乗れないなということもあろうかと思いますんで、ここらあたりを十分に情報収集するなり、対応をとって、この間の本会議ではありませんが、備えあれば憂いなしという話であります。しかしながら、やっぱりグローバル化は進んでいくだろうし、この環境の中で農業政策の重大さというのを認識しておいてほしいとお願いしておきます。

次に本年度予算、積極予算ということも背景にあるんでしょう。前年度比 106.4%、336 億 8,000 万円余りの大型予算が組まれております。部長を初め、皆さんが御苦労なされたんだろうと思います。先ほどから言いましたように、農業、あるいは農林水産業を取り巻く環境というのは非常に厳しいんです。

それは私が最初に言ったように、そのころは農業の期待感が多かったんですが、その後の30年、50年間はイエス、ノーの農政かなと私は思っておりました。それが今日の農業だと思うんです。それで、後継者はいない、資材費は上がる、農産物の価格は下がる、こんなのはかなわんのでありますが、これからTPP、あるいはグローバル化を控えて、あるいは安全確保も控えて、多面性を確保しなければならない。そんなことを思うわけでありますが、これからの積極予算は、どんな事業をされて、どんなふうにしていくのか、対策を含めて予算の特徴を説明していただきたいと思います。

森農林水産政策課長

木南委員から平成25年度当初予算に係る特徴に関する御質問をいただいております。農林水産部におきましては、農林水産業をさらに進展、振興しまして、次世代に継承していくという重要な役割がございます。前の事前委員会でも御報告させていただいております第2期となる「徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本計画」の策定を現在進めておりまして、平成25年度当初予算につきましては、この基本計画の方向に沿った7分野で、必要な対策を重点的に講じることといたしているところで、御審議をお願いしているところでございます。

具体的には、競争力のある力強い農業の実現、あるいは次世代林業の展開、活力ある水産業の再生という農林水の三つの分野別の軸といたしまして、農、林、水の各分野に共通してる横軸の対策という形で、増産、販売力強化、それから消費拡大対策といったもの、増産対策といたしましては、とくしま農林水産「元気な産地」育成事業、施設や機械整備を支援するとくしま明日の農林水産業づくり事業、さらにはメディアを十分に活用しまして、首都圏での販売拡大を図ります徳島のブランドプロモーション強化事業などをお願いしているところでございます。

また、二つ目の横軸という形でございますけれども、輸出拡大や独自産業化を推進していくということであります。新成長ビジネスの展開については、アジア圏を中心に販路開拓を目指す輸出重点化農林水産・販売開拓事業でありますとか、農林水産物の付加価値を向上するための独自産業化や農商工連携を促進し、商品化を行う六次産品開発支援モデル等事業をお願いしているところでございます。

さらには3つ目の軸としまして、ただいま木南委員からも御指摘がありましたように、 次代を担う人材といたしまして、今年4月農林水産総合技術支援センターに、アグリビジネススクールを開設いたしまして、これまでの生産指導に加えて、経営感覚にすぐれた担い手の確保、育成対策をしていきたいと考えております。

また、農林水産業を支えます豊かな農山漁村の象徴といたしましては、再生可能エネルギーの利活用のための導入対策、あるいは、県土の保全する多目的機能保全対策、あるいは深刻化する鳥獣対策では、特に果樹対策について施策を強化してまいります。

最後に災害に強い農林水産業の確立として、南海トラフ巨大地震等の発生に備えた防災減災対策、あるいは鳥インフレエンザ等の家畜伝染病対策に、引き続き取り組みたいと考えております。

農林水産部といたしましては、平成25年度は先ほど申し上げました農林水産総合技術支援センターを拠点として、競争力のあるもうかる農林水産業の実現を目指して取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

木南委員

何の業界でも、何の分野でもオフェンスとディフンスがあるわけですね。守らないかんところ、攻めないかんところがあるわけ。いろんな言い方をしたけれども、国内的な産地間競争に打ち勝っていくことも一つの攻めでもありますし、あるいは野生鳥獣から守るというディフェンスもあるし、いろいろあると思うんですが、この時代が来て、六次産業もそうですし、海外戦略もあると思うんですが、海外戦略の具体例等があったら若干説明してくれたらありがたいなと思います。

住友とくしまブランド課六次産業化推進担当室長

木南委員からはオフェンス、海外への輸出戦略についてということでございます。 本年度、農林水産物等の海外への輸出を進める戦略を策定いたしまして、それに基づきまして新年度より重点的な、例えば香港ですとか、台湾、いろいろな国を決めまして、品目を決めて、それを積極的に攻めていくということで、今、進めておるところでございます。 来年度の予算につきましても、海外での商談会でございますとか、あるいはフェア、まさに人にこちらのほうへ来ていただいて商談するなど、積極的に取り組んでまいるような予算づけをしております。頑張ってまいりたいと思っております。

木南委員

将来の道は、バランスのとれたディフェンスとオフェンスということでございますんで、 頑張ってほしいと思います。

今まで説明していただいたように、かなり積極的な具体的な案をもたれとると思うんですが、部長、今年のこの積極予算を組んでの所感、執行するに当たっての決意ををお聞かせいただきたいと思います。

吉田農林水産部長

予算編成に当たっての所感、あるいは決意という御質問でございます。これまで本県の 農林水産業は、恵まれた自然環境、あるいは地理的条件といったものを生かしまして、数 々のとくしまブランドを搬出してまいりました。こうしたことから、本県は関西の台所と 言われるまでの地位を築きまして、基幹産業として本県経済を支えてまいったところであ ります。さらに近年、東日本大震災の影響等も受けまして、東京を初め首都圏から本県農 林水産物への期待が高まっておるところであります。

一方、近年におきましては、農林水産業をめぐりまして、さまざまな課題、高齢化、先ほど先生おっしゃいました担い手の不足、あるいは南海トラフの巨大地震対策、あるいは 台風への自然災害への対応、さらには最近、中山間ではよくあります鳥獣被害、さらには 経済のグローバル化に対応する国際競争の激化、さまざまな課題がございます。

こうした農林水産業をめぐる厳しい現状を一日も早く打破し、次代を担う若い世代を初めといたしまして、農林水産業に従事される皆様の夢や希望の実現を図るため、大変厳しい財政状況ではありますが、徳島ならではの施策を積極的に展開し、本県農林水産業の発展、それに従事する方々が少しでも安心していただけるような、そういうような思いで今回の予算編成に当たらせていただきました。

具体的には、本年の4月にオープンいたします農林水産総合技術支援センター、ここを 現場活動の一大拠点と位置づけまして、研究、教育、普及の集約効果を十分に発揮させて、 先ほど言いました関西の台所から、今度は日本の台所を目指すような生産拡大や販売力の 強化を目指してまいりたい。また、先ほど住友担当室長から申し上げましたが、輸出先、 あるいは輸出品目の拡大や重点化に加えまして、継続性を重視した農林水産物等の海外輸 出戦略、そしてまた六次産業化、あるいは農商工連携といった農林水産物付加価値の向上 こういったものを図れるような取り組みをしっかりと進めてまいります。

今議会におきまして、今、御審議を賜っております予算を最大限に有効活用させていただいて、もうかる農林水産業を実現、先ほど攻めと守り、バランスが大事だとお話がありましたが、できるだけ攻めの姿勢で施策を展開し、本県の農林水産業を引き続き魅力ある成長産業と発展させるよう全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

木南委員

部長から決意をお伺いしたわけですが、私自身は徳島県というのは第1次産業を育成する、醸成していくには、非常に恵まれた環境にあると思うんです。一つはやっぱり生物、植物を育てるのは、光と水と空気と土地がいりますよね。水は大河があるし、平野はあるし、太陽は日本で有数の日照量があるし、森林は75%ですか。こういう環境にあって、何よりも海が、朝日が昇る海というのは、非常に生物には環境がいいわけですよ。ノリが取れるだろうし、小魚も育つだろうしという環境の中で、農林水産部の仕事の重要性というのは、はかり知れないと思うんです。

安倍総理の農業は国の礎である、こんなこと言うて、徳島は日本の国よりも、もっともっとウエイトが高いはずなんです。農林水産部の今後の御活躍を見守りたいと思っております。皆さんに徳島県の発展がかかっております。お願いします。

森本委員

先週、農水省のほうで再生可能エネルギーの勉強をしまして、その質問もあるんですけれども、今、木南委員からお話があったので、関連で私も1点だけ。

TPP交渉参加というのが、やっと総理大臣の口から表明されまして、これまで政治に翻弄されて、行きかけては下がり、行きかけては下がり、また、同じ政権政党の中でも相当な反発が今あるというお話をニュースで伺っております。改選前の2年前にも、徳島県議会でTPP交渉参加に慎重を求める意見書というのが出まして、私1人だけが署名をい

たしませんでした。そんな関係もありまして、私は今回の安倍総理の決断というのは、非常に高く評価をいたしております。

農業団体の言う話も十二分にわかるんですけれども、やっぱり現状というのが、日本の 農業の中心は70歳近い老夫婦が50アールの田畑を耕す。これが一番の基本になっていると いうのは、TPPに参加以前の問題として、農業が今非常に厳しい局面を迎えておるのが、 そういう数字の実態じゃないかなと思います。

この中で先ほど木南委員から、もうかる農業の確立の話が出ました。部長から関西の台所、徳島県のブランド戦略との話が出まして、私はこの3つというのが、このTPPに参加した場合の大きな1つの徳島県の農業の未来を見据える上で、非常に重要な3つのポイントじゃないかなと思っております。

これは国が決定することなんで、各都道府県の知事、政治家としての発言がそれぞれ各知事さんにございますけれども、県議会議員さんみんなにもございますけれども、やっぱり中央の推移を見守りたいし、そうした中で、現状のままでは絶対に、多分、今回の場合はこれからは進まないだろうという認識のもとで、農林水産部がきちっと情報、状況を把握して、県民にこのTPP、特に農林水産部の場合は、この農業に係るTPPの影響から、こんな情報というのをきちっと農業団体を中心に提供していただきたい。

これはニュースを見たらわかるだろうって、わからんのよね。これニュースとかテレビは、多分、世論調査でTPP参加が60%台にとうとう乗りましたけれども、いろんな内容を把握してる人は非常に少ないし、農業に関してもやっぱり具体的に把握してる県民は非常に少ないんじゃないかなと思っております。

そうした意味でもわかりやすく、今後、いろんな情報、状況になると思うんですけれども、あらゆる形をとって情報提供していただきたいなと。やっぱり判断するのは県民であるし、国がそうした流れになった場合に、納得できる、できないというのも情報量にもよりますので、いろいろやっていただきたいですけれども、どんな形があるでしょうか。

黒石農林水産部副部長

森本委員からTPPに関する情報収集、あるいはそれについての的確な情報提供との御質問でございますけれども、委員のお話のとおり、現段階でTPPに対しましては、十分な情報が出てきていないということで、なかなかそれについての議論も進まないという現状もあろうかと思います。

今回、国におきましても、現在TPPに関する新たな影響額、分析額についての試算が行なわれているということで、そういった情報も出てくるかと思います。県におきましては、現在TPPに対しまして、部局横断的にTPPの対策企画員会議というのを行っておりまして、そこにおきまして、各関係の省庁であるとか、そういったとこからできる限り情報収集してるという状況でございます。

今後ともそういった体制で情報を収集し、あらゆる機会を通じまして、関係団体等に情報提供を十分にしてまいりたいと思っております。よろしくお願いします。

森本委員

わかりました。本当にこれから情報提供を密にやっていただきたいなと。それぐらいしか県民の皆さんが判断する材料はないと思いますので。これが今世紀最大の日本のとるべき方向性が、私はここ1年ぐらいで決まるんじゃないかなと思っております。

安倍総理の雰囲気を見ても、非常に決意は堅いなと思うし、今のところ党内で半数以上が反対していますけれども、やっぱり世論の後押しも当然ありますから、こうした流れは起こってくるんじゃないかなと思っております。でも、仕方ないなでは、これは済まないし、徳島県の先ほど言った関西の台所、ブランド戦略、これを守っていくのが徳島県の農家の人のためだし、日本の食料のためだと私は思っております。

また、道州制の大きな流れも同時に私はそろそろスタートしていくと思いますので、そういった道州制の流れの中でも、徳島県の農業をきちっと関西州の中で、関西州になるか何州になるかわからんですけども、やっぱりそうした州の中で、確固たる地位を築く必要があるじゃないかなと思います。

木南委員がおっしゃったとおりに、農林水産部のこれからの力というのは、私は非常に 重要な位置づけだと思いますので、特に農業のプロの方もたくさんいらっしゃいます。よ ろしくお願い申し上げます。

それで再生可能エネルギーの話なんですけれども、基本計画の中で前回もお聞きをいたしまして、10カ所ほどこれからやっていきたいというお話、そしてまた先日、夏子ダムで小水力発電を行うというお話が出ました。夏子ダムの小水力は今まで我々が思っていたのとはちょっとニュアンスが違うなというような気がいたします。ダムの流れをそのまま利用して、非常に安定的な電力をいただけるというような話なんですけれども、ちょっと夏子ダム、新聞で見たんですけれども、その小水力発電の計画をちょっと教えてください。

川﨑農業基盤課長

今、夏子ダムの小水力発電の計画の概要ということでございますけれども、この夏子ダムに関しましては、従来、県営のかんがい排水事業曽江谷地区という事業をもって、一級河川曽江谷川の上流に夏子という農業用ダムを建設し、それと夏子ダムにためました水が自然流下し、それからポンプアップでパイプラインによって周辺農地にかんがい用水を供給するという事業でございます。その事業の中で、今回、小水力発電も取り込みまして、実施していくことにしております。

その発電所の設置場所といたしましては、夏子ダムの直下流右岸側になります美馬市脇町夏子で、それから発電規模なんですけれども、最大出力29キロワット、1戸当たり年間電力量4,200キロワットと言われておるんですけれども、年間この29キロワットで、ある程度安定した水量がございますので、年間19万3,000キロワットアワーの電力が発電できるということで、約世帯数として46世帯分の電力が発電できるんじゃないかという見込みをもっております。

発電機は29キロワット1台、それから有効落差としては22.64メートル、発電対象流量 としては、曽江谷川夏子ダムから河川維持用水というのを年間放流するわけですけれども、 時期によって若干流量の幅がございますけれども、対象流量としては平均的な 0.196 トンパーセクを見込んでおります。

それを現在、全量売電予定でございます。売電の単価といたしましては、これ実際に工事にかかりますのが、平成25年7月を予定しておりまして、それまでに四国電力等との協議を進め、契約するわけですけれども、現在35.7円キロワットアワー、平成24年のそういう単価ですけれども、小水力に関しましては、この単価が平成25年も維持されるように現在は聞いております。概要は以上でございます。

森本委員

この年間売電料金は、何ぼぐらいになるんでしょうか。この単価でいうと。

川﨑農業基盤課長

失礼いたしました。売電予定収入としまして、19万3,000キロワットアワー、35.7円ということで掛けますと689万円になります。

森本委員

これは、夏子ダムの維持管理費に充てるということをお聞きをいたしました。いままでなかった700万円近くが突然もうかるわけやし、設備投資もそんなに思ったより高くないなという印象がありました。十二、三年で返せるぐらいのお金だったんで。非常にいい発想だと思います。

これからもまた、こんな形の計画ができたらいろいろやっていただきたいなと。経費節減にもなりますし、基本計画の中の再生可能エネルギーのこれからの計画なんですけれども、農林水産省に来代委員とお伺いして、いろんなお話を長時間にわたってお聞きをしたんですけれども、非常に印象としましては、農林水産の中でやっぱり小水力発電はもちろんですけれども、太陽光発電をするにあたっては、非常にネックが多いなと。予算的なものももちろんですけども、土地活用について非常に縛りが多いなというのが、私たちの大きな印象でありました。

優良農地を守らなければならないという部分が大前提にありますので、いたし方ないな と思うし、耕作放棄地をふやしたくないというのも農林官僚の一番の基本方針ですから、 これはいたし方ないことなんですけれども、やっぱりいろんな形で上手な利用の仕方をこ れから県のほうが町とお話をいただいて、進めていただきたいなと思います。

10カ所なんですけれども、具体的にはどんな計画なんでしょうか。例えば、小水力発電は何カ所ぐらいしたいなとか、太陽光発電をどのぐらいしたいなとか、具体的にわかってる範囲でお願いします。

寺尾農村振興課長

今、森本委員から基本計画に盛り込まれた10カ所について、どのような地区かということで御質問いただきましたけれども、10カ所のうち6カ所につきましては、本年度予算で

すでに事業に取り組んでおります。そのうち4地区が国の交付金事業を使いました太陽光発電の導入事業でございまして、一つが阿波市の吉野川北岸土地改良区が取り組んでいます。規模が18キロワットという太陽光発電の導入、もう1点の徳島市川内地区ですけれども、こちらも土地改良区が取り組みます238キロワットの太陽発電の地区、もう1点が藍住町の中島用水地区ということで、こちらも土地改良区が取り組まれてますけれども、16キロワットの太陽光発電、あともう1地区はJA東徳島が取り組まれます勝浦地区、30キロワットの太陽光発電というのが国庫補助事業でございまして、あと今年度2地区、こちらは先ほど申されました耕作放棄地というか、未利用地を使いました本県の実証実験事業ということで、三好市三野地区で約50キロワット、あと佐那河内村の尾尻地区で約50キロワットの太陽光発電について、今、取り組んでおるところであります。

このほかですけれども、先ほどありました来年度の小水力発電については、夏子ダムで取り組むということで、7カ所については、すでに設計とか取り組みが始まっておるんですけれども、その他につきましては、今後の調査地区等を進めまして、買い取り価格に通常よりも利益率を乗せるという3年間の促進期間が国で設定されておりますけれども、その期間内に導入意欲のある地域において、事業化に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

森本委員

残り3地区も鋭意、早めに選定をしていただきたいなと思っております。

そうした中で、私は小水力発電が主で、太陽光発電は少ないんじゃないかなと思ったけど、結構、太陽光発電で進められているというお話であります。今、すでに6カ所で太陽光発電、残りも太陽光発電がありますけども、多分7から8カ所にはなるんじゃないかなと思っております。

こうした中で、やっぱり優良農地をつぶすわけにはいかないので、やっぱり放棄地が中心になってくると思うんですけれども、先週も農水省に行って、後で来代委員から詳しいお話がございますけれども、過疎地と放棄地の関係、そしてその中での太陽光発電ということを勉強したわけなんですけれども、過疎地あるいは放棄地、こうした中でこのような発電をするメリットはどうお考えですか。

寺尾農村振興課長

こういった過疎地での太陽光発電につきましては、特に耕作放棄地といいますと、今の 現状では全く農家収入とか農家経営に寄与しないという状況でございますので、そういっ た未利用の資源を活用して、そこに定住していただくようなことが非常に重要だと思って おりまして、そういった観点で、県としてもことし実証実験といったものを進めていると いうところでございます。

森本委員

放棄地といえども、地域の農業収益がこの太陽光発電で若干でもふえるというメリット

があるということを、向こうで私たちも聞いたんですけれども、予算的に非常に厳しいな という気がいたしまして、個人でするのはもちろんですけれども、地方の農協あたりにし ても、こうした中で私は国から再生可能エネルギーの普及を進める以上は、何らかの形で 補助金なり、交付金が必要なんじゃないかなと思います。今、この放棄地、あるいは過疎 地でやる場合、国からどんなものががあったんですか。あんまりないように聞いたんです けれども。

寺尾農村振興課長

過疎地、放棄地への再生可能エネルギーの取り組みについての補助についてでございますが、過疎地とか耕作放棄地を特定した補助というのはございませんで、農業者を対象としたハード整備の補助といたしまして、1つは農山漁村活性化プロジェクト支援交付金といった既存のいろんな施設で使っている電気代があります。そちらの電気使用量を上限として、それを賄うだけの施設についての補助事業というのがございます。

また、今年度の補正予算で出されました地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立 事業というものが予算化されておりますけれども、これについては、補助というよりは融 資という形でございまして、建設に必要な資金を国が基金を設立しまして、そちらから貸 し出して売電収入で借りたお金を返すというような制度でございますけれども、こういっ た制度がございます。

あともう一つが、先ほど夏子ダムでもありましたけれども、土地改良事業の中で、かんがい排水事業などでは小水力発電等もできるということですけれども、いろいろな要件等もございまして、農業者個人が直接ということにはなっていないというような状況でございます。

森本委員

非常に太陽光発電については、農水省の定期的な援助は、非常に厳しい状況やなというのは私たちもわかるんですけれども、やっぱりいろんな形で農業者を対象とした補助金とか、即太陽光パネルがどうっていうのじゃなくて、いろんな形のお金の使い方、とってき方がありますので、課長は中央から来ていただいておるんですけれども、十分な情報を徳島県の農業者にきちっと提供して、効率のいいやり方ができるような御指導をいただけたらなと思っております。

普通は、わからんまんま終わるんですよね。知らんまま済んでしまうことっていうのは、いつも思うんですけども、こんなんもあります、こんなんもありますって言うんだけど、知らんままま済んでしまうことっていうのが物すごく多いんで、やっぱりきちっと今後、やっていただきたいなと思います。メガソーラーとかはないんですけれども、ちりも積もれば山となるで、私は電力というのは自給自足の形が最終一番節電につながるんじゃないかなと思うし、そのいう中でやっていただきたいなと思っているので、よろしくお願い申し上げます。

これは言うつもりなかったんですけれども、四国電力の値上げ申請について、六十六、

六十七パーセントが非常に影響を受けるという回答をいただいておるということなんですけれども、直接の電気料金の値上げでダメージを受けるというのは、農林水産部の範疇に限ったら、どんな職種が、職種というか事業があるんですか。

阿部総合政策課政策調查幹

電力の値上げによってどういうところに影響があるかでございますけれども、例えば、 漁業でありましたら保冷庫であったりとか、野菜であっても同じなんですけど、そういう 保冷庫あたりの電気料金が非常にかかってくるとか、土地改良区でありましたら、用排水 機場の運転に対して電気料がかかってくるとか、さらには、電照あたりで花をつくったり とか、さまざまなところで電気代というのをお支払いしてるというふうにお聞きしており ます。

森本委員

保冷庫なんか特にあれなんですけど、やっぱり価格調整のために保冷庫入れて、下手したら赤字のときもあるんですよね。そうした中でやっぱり10パーセント以上の電気料の値上げというのは、私は相当なダメージがあると思います。

この保冷庫で出荷調整をしている皆さんにとって、特に野菜なんかも多いんですけれども、近藤先生がなぜあの冷蔵庫をつくったかという話を少し聞いたんですけれども、亡き近藤先生のボンカレーの野菜をわしが考えてなという話を聞いたんですけれど、やっぱりそういうことなんです。むちゃくちゃ安いときに仕入れといて、ちょこちょこ売っていくというような、安定供給を明確にできるというような、その中でも冷蔵庫の電気代の占める割合というのは、非常に高いというお話を先生からもお聞きいたしました。だから出荷をちょっと間違えると、本当に赤字が出るというのが冷蔵庫のかかえている、魚ももちろんですけれども、野菜も含めてあるかと思います。

これは農林水産部でどうこうということは非常に難しいんですけれども、このまま放っておいたら、全国一斉に電気料金の大幅な値上げになります。そうした中で、これから悲痛な業界の声も聞こえてくると思いますので、きちっとそうした声を酌み取って、県として何らかの、これ四国電力に対して値上げをやめろというのを一番にしてもらわないかんことなんですけども、その値上げの流れの中で、県として今後の農林水産業を守っていかなければならないと。そうした検討もこれから早急にやっていただきなと思っております。強くお願いして終わります。

有持委員長

それでは、午食のために休憩といたします。(11時50分)

有持委員長

それでは休憩以前に引き続き、委員会を開きます。(13時03分)

来代委員

朝からいろんな問題が出ていますけれども、ただ一つだけ、一つと言うかこれは部長にもっときっちりと聞きたいんですけれども、農家あるいは漁業にとっては電気の値上げ、あるいはガソリンの値上げ、非常に困惑しているわけですね。TPP問題でも困惑している。TPP問題に対して、県はきょうの答弁を聞いてる限りは待ちの姿勢なんですよね。待ちと言うか、東京が決めたからどうのこうのするとか、国の動向を見てからどうのこうのすると。しかし、このTPP問題については、反対の意見書を出したこともあるし、あるいは電気代にしたってそうでしょ。四国電力が勝手に電気を使うな、節電せい、節電せいと。我々はそれを真に受けて本当に節電した。今度は、電気の使用量が減ったから値上げしますって、余りにも四国電力は勝手すぎますよね。私から見たら。

しかし、県がきちんとこの電気代に対しても、四国電力に厳しく申し込んでくれるのか、あるいは四国電力の動向を待つのか、TPP問題にしても、これから国の方針を見てから県は決めるのか。もしも、本当に農家の農事第一次産業が大事だったら、こことここは絶対に反対をしますということを堂々と国に対してアピールして、農家の方にもこういうことがあるからTPPは反対しましょう。あるいは、こういうメリットがあるからTPPは賛成しましょうと。県としてはいったいどちらの方向を出されるのか。この四国電力に対して厳しくいくのと、このTPPに賛成、反対の態度で行くのと、ここらの態度を明らかにしていただけませんか。

吉田農林水産部長

まず、四国電力あるいはTPP問題等に対しまして、県の姿勢と言いますか、農林水産業を守るためにどういった姿勢で臨むのかという御質問でございました。まず、四国電力に対しましては、先ほど冒頭の御報告の中でも申し上げましたように、これまで再三経営の合理化でありますとか、値上げに際しては慎重の上に慎重を期してもらいたい、もう少し経営努力ができるのではないかといったような要請を再三、行ってきたところでございます。今後とも、今は電気料金の値上げにつきましては、国に対して申請を行ったところでございますので、県といたしましては、そういった国の値上げ申請の審査におきまして、厳正かつ公正な立場で厳しく審査に当たっていただきたいということを申し上げてまいります。

また、TPPにつきましては、先ほど木南委員の御質問にもお答えいたしましたように、 やはり国民的な合意がないままに、そしてまた、情報開示が少ない中で、拙速にTPPに 参加するというようなことはすべきではないというふうに先ほども申し上げましたが、私 どもは再三それに対しまして、国に対し政策提言等で行ってきたところでございます。今 後とも、そうした立場を堅持しながら、本県の農林水産業に従事する人が、まさに本県の 農林水産業を発展させ、そして魅力ある産業として成り立ちますように、今後とも強く、 強い姿勢で臨んでまいりたいと考えております。

来代委員

整理すると、四国電力の値上げは絶対反対であると。そして県民にかわって厳しく値上げをしないように申し込んでいただくし、厳しい態度で臨んでくれると。TPPに対しては、拙速にTPPに入るということは県としては反対である。だから、きちんと国に対して拙速にしないようにと申し込んでくれると受けとってもよろしいですね。

はい。もう1つお願いです。円安、円安といつも言うけれども、喜んでるのは輸出産業のパナソニック、トヨタ自動車、日産自動車。確かに金はもうかって株も上がってる。しかし、大企業がもうかったその陰で、一般の人はガソリンは上がり、一時はマスコミの皆さんも、あるいはほかの皆さんも含めて、ガソリンがリットル150円を超えたら自動車税は安くするとか重量税はとらないとか、いろんなことで150円を超えたら安くしますよと言うたって、今は民主党政権じゃないから言えないかもしれんけれども、ガソリン150円をとうに超えてしまって、そのままで怒られないかと思うんですよ。

それから、一般の家の灯油やって、本当にこれは大変なんですよ。そしてガソリンの話になってくる。また漁船の油も上がってくるであろう。一体このTPPと四国電力の値上げとガソリンの値上げで、農家は戸数平均でどれくらい赤字を抱えていくというか、どれぐらいの負担がふえていくのか、その辺の見通しを農林水産部としてまとめておられると思いますので、教えてくれませんか。

阿部総合政策課政策調查幹

ただいま、原油高騰等の影響ということでの御質問かと思いますけれども、農林水産業におきましては、特に影響を大きく受けるのがA重油という部分でありまして、これが施設園芸での燃料代ということになっております。それとまた、水産業でありましたら、船の動力の燃料となります軽油、このあたりが大きく影響を受けるようになってきております。例えばで申し上げますと、A重油の最近の価格を見てみますと、2月現在ですけれども、1リットル89円ほどになっており、軽油につきましては90円ほどになっております。

これを1年前と比較しますと、だいたい4円から5円程度の値上がりをしております。 軽油で言いますと3円程度の値上がりということになっておりまして、1年前と比べると 4パーセント、5パーセントあたり上昇しております。

それで、例えばなんですけれども、ミカンのハウス栽培でございましたら、大体10アール、1 反になるんですけれども、年間で2 万リットルほどの重油を焚くということで、その分だけ上昇するというようになります。また、水産業におきましたら、パッチ網漁という漁法でありますと、年間で4 万 8,000 リットルほどの軽油を使うようになりますので、その分、当然高くなってきておりまして、経営面で非常に厳しい中、農家でも漁家でも大きな影響を受けているというふうにお聞きしております。

来代委員

ですから、2万リットルで5円だったら10万円、一つの農家で10万円、ミカン農家で10アールで10万円、だいたい3反、5反をやっていたら、50万円、100万円の負担でしょ。 漁師さんのほうは、この計算でいくとどれくらいの負担なんですか。

阿部総合政策課政策調查幹

4万8,000 リットルで1 リットル当たり3円ほど現在高くなっておりますので、15万円弱、15万円まではいかないという程度です。

来代委員

これは魚を捕るほうで一軒15万円も上がったら、その魚の値段というのは一般の人にも物すごく厳しくなるのか。あるいは、その魚の値段は上げられないから、漁家あるいは農家のほうが持ち出しで辛抱すると。そうなってくると、何かの援助策が必要だと思うんですけれども、そんなのは考えてないんですか。

阿部総合政策課政策調查幹

水産業につきましては、こういう軽油が上昇した場合、その上昇部分を一部補てんするような制度がございまして、1リットルあたり5円程度とお聞きしておりますけれども、そういう補てんのあたりはされているということはお聞きしております。

また、施設園芸関係につきましては、平成24年度の国の補正予算におきまして、こうい う燃油高騰対策の中で、重油が高騰したときに補てんができるような新たな予算も組まれ ておりまして、今後の仕組みづくりを本格化して、それ以後の補てんにはなっていくんで すけれども、そういうような新たな制度も取り入れながら、少しでも農家、漁家の経営の 負担軽減を図っていきたいと考えております。

来代委員

それではちょっと遅いんですよ。部長さん、前の席の偉い人、早急に。やっぱりこれだけ四国電力が一方的に上げてくる。ガソリンがこんだけ上がっていく。TPPでもいろんな皆さんが心配なさっておる。そういうことで、専門のこういう心配事、相談をすぐに解決できる窓口をつくって、相談に乗ってあげるべきだし、早急にそういうことを広報するべきだと思います。

もう一つは、TPPと言うたって、何がほんまに我々に影響あるかないかがわかっていない。それで県の広報紙を使って、TPPにはこういうメリットがあります、こういう問題があります、県は反対ですというようなことをきちんと県民に広報紙を使って広報してくれませんか。

黒石農林水産部副部長

TPPにつきましては、政府自体にまだまだ情報が少ないという状況がございます。

TPPについては、参加国以外の情報が出ないという問題もあります。今後、事前協議が始まる中で、さまざまな情報があるかと思いますけれども、TPPについては基本的には国の責任において情報は開示していくべきものと考えておりますので、そういうスタンスでやっていきたいと思っています。

来代委員

いいですか。これだけマスコミが騒いで、マスコミも2社おりますけれども、TPPと言うだけでTPPが何かわかってない。だからここらで、記事に書くならTPPはこういうものだという記事を書くのはマスコミの責任であろうけれども、皆さん方がわかってないものは、県民には余計にわからん。

東京から来られた寺尾課長さんがおるんやし、東京から部長や課長級が来て、全然わからんというのはおかしい。もうちょっと真剣に情報を取り入れて、県民に知らせる必要はないんですか。

黒石農林水産部副部長

ては適確な判断をしてまいりたいと考えております。

委員お話のとおり、TPPに関する情報はやはり国民にしっかり伝えて議論を深めて、 それで合意を形成していくという方向になることが望ましいと考えております。ただ、実 はTPPの議論が始まって、その後、国において各都道府県での説明会という話もあった んですが、やはり情報が十分でなく、それもなかなか進まないという現状もございます。 ですから今後、情報の出具合もありましょうけれども、そういった状況の中で、県とし

来代委員

それは勉強不足と言うんです。もっと積極的に調査して広報するべきでしょ。だって国会議員の中でも堂々と持論をいっぱいしゃべっているじゃないですか。だけど国会議員さんがしゃべるのは、その政党の名前、あるいは立場的なもので、いいところばかり言っておる気がするので、いいところばっかりではいかんし、悪いことばっかり言われてもいかん。だから本当のところをきちんと教えてくれるように、あなた方がすぐに勉強して広報してくれと言いよんです。吉田部長、どこか私が言うてることはおかしいですか。

吉田農林水産部長

来代委員のお話はごもっともな部分もあるんですが、ただ御承知のように、これは国と 国との間で、日本が交渉に参加していない中でのやりとりがあって、これに我々も再三、 情報提供を求めているんですが、国自体もおわかりになっていないという部分も多々あり ました。したがって我々としましては、できる限り情報をいただいて、それを開示してい きたいというふうに考えております。

来代委員

これはおかしな話ですわ。さっきもニュースを見とったら、安倍総理大臣はTPPについてきちんと答弁なさってたし、きちんと方針を出していた。そうすると部長の話を聞いていると、内閣では全然国民の知らんことを議論しよるということになるんですよ。今のお話から聞くと。

そうではない。やっぱり国ではわかっているんですよ。わかっているから、東京事務所

もあるし、県選出の代議士さんもおられるし、もう少しその立場を乗り越えて、いろんな情報を早急に取り入れて、早急に広報するべきなんですよ。今のお話だと、国はなんにもわかってない、国際間だからわかってない、政府は何もわかってないことを国家でやりよるということになるんですけれども、そんなもんですか。

黒石農林水産部副部長

県といたしましても、可能な限り情報収集、まずそれを徹底してまいりたいと思います。 よろしくお願いします。

来代委員

そうしたら、徹底的に情報収集して、皆さんがわからんもんは県民には余計わからんので、きちんと広報してくれますか。

黒石農林水産部副部長

情報については、現時点でどの程度の情報の確保ができるかということもありますし、 その情報について、その確証といいますか、そういったものもございますから、そういっ たものを総合的に判断してやらせていただきたいと思います。

来代委員

委員長からもお願いしますよ。やっぱりね、知事は知事会の副会長、大臣級も出ているし、立派な国会議員もいらっしゃる。そして、東京からも来られる。東京事務所もある。これは今の消極的なんじゃなくて、本当に農家にとってのTPPとは何かが皆さんわかってないのに、我々は農協の皆さんから聞かれて、そうじゃそうじゃって言うけど、じゃあ農協の皆さんもわからんということになるんですよ。今の話だと。やっぱりわかった上で賛成もし、わかった上で反対をする。その中心的なのが、徳島県内においては農林水産部じゃないんですか。

黒石農林水産部副部長

TPPに関して、委員お話のとおり、一番影響のある部分は農林水産業ということになります。その関税の関係になるかと思います。県としましては、可能な限りそういった情報収集を進めてまいりまして、そういった情報をもとに、そういった議論が深まっていくようにやってきたいと思っております。

来代委員

もう議論が深まっていなきゃいけないんですよ。そうでしょ。だから、そういう姿勢が 県民から見るとふがいないと言うか、私だけかもしれませんけれども、何となく、本当に 仕事してくれよんかいなと思うんですよ。ですから、ここはきちんとやってくださいよ。 そのための県の職員なんです。そこだけ答えてください。

黒石農林水産部副部長

しっかりと取り組んでまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

来代委員

お願いしておきますよ。それで一応、私どもは出張して、国で一生懸命に勉強してきたんですけれども、寺尾課長さんの話を聞いて、ちょっとよくわからないところがあるんですが、この自然エネルギー、例えば太陽光発電で耕作放棄地にメガソーラーを取り入れますよね。その場合、過疎債は適用できますか、できませんか。

寺尾農村振興課長

耕作放棄地のメガソーラーに過疎債は使えるかということでございますが、今、農林水 産省で持っている補助事業では、過疎債は使えないというふうになっております。

来代委員

それも勉強不足や。これは先ほど総務省から資料を取り寄せたんです。総務省の自治行政局政策対策室、自治財政局財政調査課から。市町村が太陽光と自然エネルギーを利用するための施設を設置する場合は、過疎債の対象になる。また、料金収入等により、その償還費の過半数、相当部分以上を返そうとするときに対象外となり得る場合もある。

だから、寺尾さんは東京から来られたんだから、やっぱり農林水産部だけ、農林水産省だけではなくて、きちんと総務省もあります。太陽光発電については経済産業省もあります。もう少し足を開いて取り入れるべきなんですよ。

同時に、このメガソーラーは太陽自然エネルギーですけれども、補助金というのは何種類あるか知っていますか。総務省、あるいは経産省も農水省も入れて。

寺尾農村振興課長

済みません。補助金の種類、数までは把握しておりません。

来代委員

例えば、経産省では、独立型再生エネルギー発電システム総合対策補助金は、2分の1が市町村、2分の1が国とか。あるいは農水省では、地域還元型再生可能エネルギーモデル早期事業は、平成20年度補正が10億円、新年度が11億円。経産省では、この申請書類を書くだけで1件につき500万円の補助。この私と森本委員がずっと勉強というか、ずっと調査して回ったんだけでも5種類も6種類もあるんですよ。だから、皆さんも農家の方が大変だと思ってこれを取り入れようとするなら、もう少し勉強もせないかんけれども。

もう一つ、この自然エネルギー再生事業、ここはちゃんとせないかんのですけれども、 補助金か貸付金かによってだいぶ違ってくると思いますけれども、農家にとっての大きな メリットは何と考えていますか。

寺尾農村振興課長

済みません。今お尋ねの件は、地域還元型再生可能エネルギーモデル事業の件でございましょうか。どちらですか。

来代委員

もうちょっと国へ足を運んで調べたら、いろんな事業がある。例えば、この耕作放棄地にする場合でも、地熱もあればバイオマスもあるけれども、それによって補助金が全然違うし、あるいはその適用も違う。ただ、その農家にとってメンテナンスの職員として雇わない限り、現金収入はその農家が、それを先に木南委員が言っていたように、養蚕に使ったのか、あるいはハウスに使ったのか、補助金がある場合とない場合がある。そういったことをこれから大いに勉強して頑張ってほしいんですけれども、その耕作放棄地は今県内で一体どれくらいあるか知っていますか。

もういいです。だから、私と森本委員が一日、二日ちょっと歩いて、ちょっとと言うたらおかしいですけれども、数時間ですけれども。3時間ぐらいちょっと勉強してくるだけで、いろんな情報が入ってくるんです。ちなみに徳島県から相談に来ましたかって聞いたら、来てませんって言うてました。

だから、農家のためにこういう耕作放棄地対策あるいは限界集落対策をするなら、もう少し部長を中心に、県庁で座っているだけでなく東京のほうに行って、いろんなものすごい率のいい補助金制度を研究してきて、経産省であろうと総務省であろうと、いろんなところにこの太陽光発電あるいは自然バイオマス、小水力発電はあるんですよ。それを大いに取り入れて頑張ってほしいということと、決意があればお聞きします。

峯本農林水産部副部長

委員御指摘のとおり、我々は太陽光発電の事業につきましては、まずは農林水産省の所管についての理解を深め、その次に経産省ということもございましたけれども、それ以外の省についての情報に不足があったということは事実でございます。申しわけないと認識しております。

それから、耕作放棄地につきまして、徳島県におきましては今ざっと 4,000 ヘクタール ほどありまして、全国では埼玉県と同程度の面積が耕作放棄地となっている状況でございます。ただ、これをそのままほうっておくということは宝の持ち腐れと言いますか、地域 農業の振興のためにもよろしくないという認識をしておりますので、太陽光発電の設置も含めまして、耕作放棄地の解消に向けて、あらゆる手段を講じていくということに努力してまいりたいと考えております。

そして、耕作放棄地の解消だけではなくて、やはり地域の農業者の皆様の経営安定につながることは、委員からお話がありましたように、できるだけいろんな事業をやるにしましても、有利な事業を紹介して、その中でまた選択していただくというふうなことに努力してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

来代委員

それを聞いて安心しました。とにかく、私は1日、2日行っただけで、こんだけ情報が入ってくる。だからそれだけね、我々も真剣に勉強せないければいけませんけれども、まず県の皆さんが、我々より先にこういうことを仕入れて、勉強して、教えてくれるシステムを取り入れていただければありがたいということをお願いして終わります。

松崎委員

最後の委員会ということで、少し質問しておきたいと思います。この1年間、経済委員 会で皆さんには大変お世話になりました。

1つは今お話がありましたようにTPPの問題ですけれども、参加するということが決まらないと、ほかの情報が外に出てこないという国際的な仕組みの中で、情報が十分に把握できないということについては、理解できるところでございます。ただ、農林水産業にかかわってきますと、どうしても食の安全・安心の基準の問題、それから例外品目を完全撤廃で確保できるという見通しが出されましたけれども、それに伴って、3カ国の間で国家を相手取った国家訴訟 I S D条項、これがどうなっていくかも定かでない等々、本当に不安な点がたくさんあるだろうと思うんです。これは農林水産業だけで言ってもです。したがって、再三、話がありますように、ぜひしっかりと情報開示につきましては、引き続いてお願いしておきたいなということでございます。

これは食料安全保障ということでございまして、午前中にも質疑がありましたように、 やっぱり外国に頼ってきた農業という部分もございますから、しっかり徳島県としては全 国の台所になるんだという平成25年度の方針もあるわけですから、受給率の向上に貢献で きるような、しっかりした取り組みをぜひ求めておきたいなというふうに思います。

それから、もう一点は国の情報をしっかり把握せいという話がございました。ということは、あしたは同じ経済委員会でも商工労働部関係の所管になって、商工労働関係の情報はどういう情報をつかまれているのか、皆さん方とお互いに共有しながら県としての対応が必要なのでないかなと。そこのところは、しっかりと連携、協力してやっていくべきではないのかなというふうに思いますので、これは意見要望にとどめておきたいと思います。皆さんが立派な質問をどんどんやられておりますので、私のほうとしても、そういうことでお願いしておきたいというふうに思います。

そこで、平成25年度の主要政策というのを見せていただきました。その2ページ、先ほどからお話があります耕作放棄地の発生の予防、解消を目指すと。さらには、4ページには豊かな農山漁村の創造ということで、午前中にもありましたように小水力発電や太陽光発電をやって、地域の活性化を目指すんだというようなお話がございました。

そんな中で、平成24年の9月補正予算で新しい事業として未利用地の活性再生可能エネルギー実証実験というお話がございまして、先ほど水力の話も午前中に実証実験としては報告いただいたんですけれども、もう一つの県の事業としては、促進事業というのがございますよね。促進事業というのは、事業主体が徳島県であると。そして、復元が困難な耕作放棄地を活用した再生可能エネルギー発展普及に向けた設置候補地の情報等を行うのだ

ということを事業内容としては書かれております。

来代委員からもお話がありましたように、全体の放棄地の把握をしながら、なおかつ、この放棄地の中で再生可能エネルギーに使っていきたいと。それに向けた情報をつくっていくということになっておるんですけれども、そのためには候補地のリストをつくっていく必要があるんではないかというふうに思います。耕作放棄地がどこにあって、誰が所有しておって、その放棄地を活用する意思、提供する意思があるかどうかという調査をし、把握した上で、この情報というのはリスト化はされなきゃならないと思うんですけれども、9月の補正予算でございましたけれども、現在の取り組み状況、そして今後の情報提供に向けたスケジュールなどはどのようになっているのか、お伺いしたいと思います。

寺尾農村振興課長

未利用地活用再生可能エネルギー実証実験事業の中で、情報提供の取り組みについての 進捗についてお尋ねをいただきました。この情報提供につきましては、県内の耕作放棄地 の中でも農地への復元が困難な耕作放棄地につきまして、太陽光等の再生可能エネルギー の候補地として情報提供していくという取り組みでございますけれども、現在、各市町村 の農業委員会の協力をいただきまして、その農地への復元が困難な耕作放棄地についての 情報をいただいて、取りまとめておるというところでございます。

あと、これをそういった耕作放棄地を使って再生可能エネルギーの発電に取り組みたいという方への情報提供をする仕組みについてですけれども、これにつきましては、現在、県のホームページで、メガソーラーの候補地とか小水力発電、それから風力発電の候補地について紹介しておるんですけれども、それと同様に、小規模な太陽光発電の候補地という形で一覧にして提供していきたいと考えております。ただ、その候補地リストの作成に当たりましては、候補地を所有されている方の個人情報とか連絡先等も載せるということでございますので、その公開情報として活用してよいかどうかの意向確認等を行う必要があるということで、これに向けましたマッチングシステムの広報に向けました広報情報の説明資料の作成を実施しているところでございまして、年度内にはそれをつくりまして、市町村とか農業委員会等の場所を借りまして、そういった周知を図っていきたいと考えているところでございます。

松崎委員

わかりました。ただ、登記簿に記載されている情報というんですかね、土地、面積、所有者、そういったものと実際の現地のところはそれこそ復元困難な状況になっておるということからして、民と民なりの隣地の確認とか、そういったこともなかなか大変なんじゃないかなという感じもしますけれども、そこらは県の事業ということになっておるんですが、どういう形でやられるのか。どういう協力を市町村なり所有者、提供しようという希望があって、情報公開してもいいですよという人について、用地の確認作業は行われる予定なんでしょうかね。それがはっきりしないといけないんじゃないかと思います。

寺尾農村振興課長

耕作放棄地の現地確認につきましてですけれども、こちらにつきましては、基本的には その耕作放棄地が農地に戻るか戻らないかということは、最終的には農業委員会さんのほ うと地主さんのほうで、農業委員会のほうが地主さんの意向も確認して最終判断をされる ということになっておるんですけれども、確かに委員がおっしゃられますように、書類上 の地番と現地が実際にはっきり合っているかということについて、なかなか確認が困難な 部分もあるということでございますけれども、これにつきましては、別事業ですけれども、 農地の位置情報を地図情報としてまとめました水土里情報システムというのを過去につく っていることもございまして、そちらの情報について農業委員会さんのほうにも提供して いきたいと考えております。

松崎委員

それぞれの市町村の農業委員会に相当協力をしていただくということにならないと、この未利用地の再生可能エネルギーの事業促進が進まないと。どこでそれをやりたいという希望があっても、それにエントリーできないと。また、実際に事業を進めたいという事業家がおいでた場合に、リスト化されてないとそういうことができないということになろうかと思いますので、年度内に作業を進められるということでございますので、ぜひしっかりやっていって、本当に復元が困難なところをどう活用していくかということで、この再生エネルギーの可能性の問題をしっかり追及していかなきゃならんのでないかなと。正直に言って、いろいろな放棄地ということになると、電線の問題とか、いろんな問題が恐らく出てこようかと思いますので、そんなことも見据えて、この地図には電柱が載っていますけれども、あんまり長い電柱をつくるようでは、コストに合わないということになろうかと思うんですが。

もう一つですね、イメージとしてですけれども、これは小規模な太陽光発電を放棄地を活用して地域の活性化なり、発電をやっていこうという事業になるんですけれども、その場合に、一般的には売電を目的として使っていくケースも1つ考えられると思いますし、もう一つは自家消費というんですか、地産地消で近くに別の園芸農家があるとか、みずから園芸をやっている場合に重油等からの変換として、太陽光発電を使ってファームで蓄電して回していくとか、そんなイメージも考えられるのかなということもあったりで、また、地域グループとして共同利用していくという方法もあろうかというふうに思うんですけれども、大体この促進事業をしていく上でのイメージというのは、どのように考えられているんでしょうかね。

寺尾農村振興課長

地域の未利用地を活用した太陽光発電については、委員がおっしゃったような地域のグループでの取り組みということも非常に有効でありましょうし、地主の方が個別に取り組むということでありましても、今の売電の単価からいきますと、促進期間が平成24年度から26年度まででございますけれども、その間であるとかなり有利になっているということ

で、個人で取り組んでいただいても、十分に採算が合うんではないかと考えております。 それで県といたしましても、こういった実証実験の結果につきましては、県のホームページ等でも紹介して、採算性についても十分に県民の皆様にお知らせしていきたいと考えております。

松崎委員

自然再生エネルギーを使っていくということは、時代の推移になってきているんじゃないかと思うんですけれども、一方では、原発をゼロにしていく方向というのもあるわけでございまして、どうしても電力会社からの電気料金の値上げ問題も御指摘があるように出てきているところなんですね。そんな中で農業においては、例えば、こういう制度をしっかり地域に根差していくことによって、再生可能エネルギーを地産地消していくというんですか、そんな中で元気な農業をつくっていく、さらには自給率を上げていく等々、いろんな工夫がなされるべきではないかなと思いますので、その点よろしくお願い申し上げたいと思います。

そして次に、私が9月定例会の一般質問で質問させていただきまして、中山間地、さらには耕作放棄地などを使って、薬用植物の栽培について検討していったらどうでしょうかという質問をさせていただきました。その際、そういった薬用植物の栽培に関する研究会を発足させて、当時は仮称ということでございましたけれども、有識者また実際にやられている皆さん方を含めて、研究会を開催をしていくというお話をいただいておったんですけれども、現時点でお話ができる程度、簡単で結構ですので、研究会の開催状況、テーマの内容などを教えていただければと思います。

斉藤農林水産総合技術支援センター企画研究課長

今の薬草の栽培に関する研究会のテーマとか、内容について御質問いただきました。この研究会につきましては、徳島大学、生薬の製造会社、また薬草協会、そして生産者の団体、JA、関係する市町、県というメンバーを構成メンバーとしまして、昨年11月に研究会を立ち上げまして、昨年11月と今年2月の初旬に研究会を開催いたしました。

検討状況でございますけれども、研究会の中では、地域での取り組みの内容とか、また その生薬の会社が持っています需要情報などのほか、参加者の皆様から本県における薬用 植物の自生の状況、生産の状況、また販売、加工、そして新たな活用方法などについて、 意見交換を行ってきたところでございます。

この中で明らかになってまいりましたのは、本県でもアケビとかドクダミ、またアカメガシワなどの多くの薬用植物が自生している最適な地域であるということと、それから、最近、県内でミシマサイコという薬用植物の栽培を始めているということ。そしてまた、生薬の製造会社がウラジロガシとかアカメガシワ、ヨモギなどを使用した生薬とか健康食品を販売していると。

また一方で、こうした取り組みのほかに、薬用植物を身近な食材として生産してもいいんじゃないかという意見が寄せられております。また一方、こういう生産だけでなくて、

出口戦略と言いますか、まず、需要先を見つけることも一番大切なんじゃないかという意 見も多く出されておりました。

今後ですけれども、研究会の中では、引き続き生産状況とか販売状況、あと需要動向などの情報交換を続けながら、地域に適した薬用植物の選定であるとか、また栽培状況などの検討を進めながら、生産が拡大されている中山間地域の活性化に結びつくような方向で進めたいというふうに考えております。

松崎委員

ありがとうございました。そこで、平成24年度もモデル事業といいますか試験事業で、 それぞれ栽培の取り組みで、植えて収穫してという方も県内にはおいでるわけですけれど も、失敗したというところもあるし、これなら将来の展望が持てるのではないかというよ うな方向で頑張ったといいますか、取り組んだという農家の方もおいでるように聞いてい るところなんですけれども。

そんな中で、これはいいんですよね。県立の三好高校に環境資源科が設立されまして、 そこの農業実習農場というのは東みよし町にあるということで、そこの中で薬草植物の栽培方法の研究であるとか、栽培農家の普及等々に取り組んでいきたいと。教育現場でもそういう動きが出てきているというお話でありますけれども、こういった動きに対して、どのように県として、特に農林水産部として対応されるのか。研究会の情報といいますか、資料提供などもこういう取り組みをされるということになってくると必要になってくるのではないかと思いますので、どのようにお考えになっているのかをお聞きしたいと思います。

県教育委員会との科目の中で、こういったことをやっていくということも出てきておる わけなので、県教委との調整、協議なんかも必要になったり、情報提供みたいなことも要 るようなことも考えられると思うんですが、いかがでしょうかね。

斉藤農林水産総合技術支援センター企画研究課長

今、委員から、三好高校における教育現場での動きと農林水産部との連携についてのお話かと思います。この研究会は、昨年末に立ち上げて間もないわけでございますけれども、一方で農林水産部の中では、各地に農業支援センターがございまして、そちらのほうは生産者の方々の声を聞きながら土壌の診断であるとか、それからまた栽培の現地指導などを行っております。お話がありましたように、こうした情報につきまして広く共有していきたいと思っております。教育委員会のお話でございますけれども、教育委員会のほうに実際にお話を聞きながら、どのような方法が一番いいのか、技術の共有みたいなものにつきましても進めていきたいと考えております。

松崎委員

よろしくお願いしておきたいと思います。

もう一つですが、2月26日の日経新聞に載っておりまして、お隣の愛媛県で漢方薬の原

料となる薬用植物の産地化に乗り出したという記事が出されております。これは、中山間地にこれまであった葉たばこからの転換を目指して、県が恐らく音頭をとって、 2013 年度4月からの予算も若干計上したというようなことが新聞報道としては出されているところなんですけれども、徳島県の予算を見てみますと、これにかかわって特化したといいますか、予算化されているという動きは見当たらないんです。

先ほど、エネルギーの話でもいろんな制度があるんやという話もございましたので、実際、生産者の方からのお話なども聞くと、機械、設備とか、それから出荷するにあたっての施設の整備など、どうしてもだんだん量が多くなってきているので、必要になってきていると。何とかしてくれないかなと。何か方法はないんですかなというような話も入ってきているところなんですけれども、その点について、県としてはどのようにお考えでしょうか。

森農林水産政策課長

今、こうした薬草植物の取り組みの中で、県としての施策はないのかという御質問でございます。県の中では、制度といたしまして、とくしま明日の農林水産業づくり事業という制度がございます。これは今、平成25年度で2億円をお願いしているところでございます。この中で、農山漁村支援型という事業を取り上げまして、この中でそういう地域の活性化につながる取り組みに対する機械、施設に対する補助制度がございます。県補助費としましては10分の3でございます。

松崎委員

ぜひ、その辺の情報も提供していただきながら、県としてもしっかりと取り組みについて支援ができる状況ができたらなと思いますし、新しい産業というほどにはならないかもしれませんが、新しい農業の形として、次年度もしっかり支援をいただくように要望をしておきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それから、今年度の施策の5ページのほうに、家畜伝染病対策というのが掲げられております。これは、あってはならない大変なことだということは、年末に宮崎の川南町などを視察した際に感じてきました。その際に、県としての取り組みはどういうふうになっていますかということでお聞きしたんですけれども、そうしたら、県としては県の建設業協会の皆さんと支援活動業務の協定が結ばれておると。それから、もう一つ、県民局単位での建設業の八つの支部との支援の細目協定がまかれておるというようなお話をいただいたところです。

ただ、建設業協会に加入されている建設業者さんというのは40%強ということで、県内の6割の方が建設業協会には加入されていないと。また、建設業協会に加入する際には、入会金の相当高い金額が必要になってきたり、入会の許可をする際は、それぞれ分会で協会の支部で決められているようですけれども、全員が参加のオーケーというサインが出ることが必要だとか、2分の1の方が承認していただいたら入れるとか、そういうことがあって、協会に入りたくても入れない。また、協会には入りたくないという人も当然おるわ

けですけれども。そこで、何と言うんですか、今後の防災、今回の場合は家畜の伝染病対策なんですけれども、協会に入って、家畜伝染病対策に入っている方については、入札の際に総合評価で加点されるという制度が平成24年度につくられたというふうに聞いておるんですけれども。

そこでちょっと現場で問題になっているのは、協会に入っている人については、プラスアルファの加点がつくもんですから、入ってない皆さんのところはどうしても競争入札して、総合評価の段階ではじき出されてしまう可能性が出てくると。そういう仕組みになっておって、協会に入っている人と入っていない人の差が出てきて、結局、入れない、入らないという業者の方は、実は死活問題になっているということがお話として出ました。

本会議の中でも、建設業をめぐって、公共工事が減っている関係でどんどん事業者が減っていると。確かにこの10年間ぐらいを見てみましても、大臣許可と知事許可とで、880業者ぐらいが県内で減っているという数字が出ております。ちなみに余談ですけれども、3年3カ月の民主党政権のときに極端に減ったなどということはい。10年間かけてずっと、880ぐらいの業者さんが減ってきているという状況がある。さらに追い打ちをかけて、今回の家畜伝染病対策に伴って総合評価で加点されるということになってくると、中小、零細の業者さんはやめるしかないんやと。競争に勝てないんだということになってきて、きょうも事業の関係で見てみますと、全体で100億円ぐらいですか、繰越明許費で10億円と98億円ですか。農林水産部全体としては、100億円ぐらいの繰越明許費があって、これはもっぱらハード面の事業で、計画に対する諸条件等によって次年度に繰り越したと。こういう話になっているわけですね。

これはもう地域にとっては本当に必要な事業が、それぞれ防災であったり、農林水産業の事業推進であったりするための予算がちりばめられてきたはずですけれども、それが進んでいないということがあるわけでございます。これに加えて、こういう事業をする中小の建設業者さんが立ち行かなくなってしまうということになりますと、農林水産業のこの種の建設、土木工事の停滞も心配するわけなんでお伺いしたいんですが、1つは農林水産部のほうで、家畜伝染病対策をやられる協定を結んだ際に、加点するという入札制度については、県土整備部だということになるんですけれども、そちらと若干の協議をなされたのかどうかということについてお聞きしたいと思います。

後藤畜産課家畜防疫対策担当室長

先ほどの御質問で、家畜伝染病発生時における支援協定につきましては、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病が発生した場合に、迅速かつ的確な防疫措置の実施に不可欠な防疫資材や薬品、機械等を確実に確保するため、現在、建設業協会を初め、県域の民間5団体と家畜伝染病発生時における支援活動業務に関する協定を締結しているところでございます。

この支援協定につきましては平成22年7月に、まず、建設業協会と家畜死体や汚染物品の埋却処理についての支援を、また、徳島県動物薬品器材協会とは消毒薬や検査試薬の調達確保について、それから徳島県医療器協会とは防護服、防護マスク等の防疫資材の調達

等について締結しております。さらに平成24年1月に、徳島県バス協会と防疫作業従事者の輸送についての業務を、また、全国建設機械器具リース業協会四国支部とは、仮設テントとか簡易トイレなどの防疫活動に必要な資機材の供給について、それぞれ支援協定を締結しているところでございます。この各支援協定につきましては、あくまで家畜伝染病が発生した場合に、迅速かつ的確な防疫措置を実施するための支援協定を締結させていただいているところでございまして、御理解を賜りたいと思います。

松崎委員

農林水産部としてはそういうことになろうかと思うんですが、それに派生してといいますか、それに伴って、先ほど言っていたような問題が生じているということについては、理解いただけると思うんです。そこで、この協定は締結から1年間が有効期間だと。ただし、一方から特段の意思表示がないときは、1年ずつ更新していくというルールになっているようなんですけれども、平成22年7月からずっと更新はされていないと思うんですが、今後、先ほどいろいろな問題点について申し上げましたけれども、例えば、11月議会の際には、積極的に訓練もやっておりますというようなお話もいただいて、力強いお話だなと思っておったんですが、そういう訓練に参加するとか、いろんなことなども含めて何らかの対策ができないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

後藤畜産課家畜防疫対策担当室長

何らかの対策ということなんですけれども、一応、家畜伝染病発生にかかる支援協定に つきまして、伝染病が発生した場合には情報が錯綜するため、一元管理するということが 一番大切と考えておりますので、そういった県域の団体と支援協定をまかせていただいて、 迅速かつ的確な防疫措置に努めてまいりたいと考えております。

松崎委員

それは、農林水産部とその業者さんとの関係ですけれども、県庁内の農林水産部と県土 整備部の関係はどうですか。

基本農林水産部副部長

委員がおっしゃいますように、大規模災害とか口蹄疫、鳥インフルエンザが発生した場合には、建設企業と連携して、その対策に取り組むということが必要不可欠であるということは十分に認識しておりまして、日ごろから準備を整え、地域防災力の向上に寄与している企業を支援しているところでございます。総合評価落札方式におきましても、防災協定の締結や災害時の緊急出動というものに加えまして、平成23年度からは、機動的な対応に必要となる建設機械の保有状況を評価するなど、従来より、地域防災力というものを評価項目として制度の運用をやっております。

さらに、これまでの公共施設災害に加えまして、県内経済への影響の大きい家畜伝染病につきましても、しっかりとした対応が必要であるという認識のもと、入札制度検討部会

の御意見もいただいた上で、平成24年度から家畜伝染病発生時における支援協定を締結した団体の構成員であり、かつ研修や訓練に参加した企業や支援活動を行った企業を新たに総合評価の評価項目に追加したものでありまして、決して建設業協会員のみを優遇するという制度ではございません。

南海トラフの巨大地震対策や台風、暴風などの異常気象による大規模災害、鳥インフルエンザ等の防疫措置など、県民の安全・安心を確保するため、今後とも地域防災の中核を担う建設企業をしっかりと評価、支援していくこととしています。

松崎委員

わかりました。ぜひ、そんなことでお願いしたいと思います。思いとしては、加入していない家畜伝染病は点数をいただけないけれども、災害のほうはいただけるいということですね。ポイントは。そういうことにもなっているということでございましたので、そこらは知恵を出したり、いろいろ各県内の建設事業の支部の皆さん方と、また、地域の建設業の皆さんと話し合いをすれば、何か解決する道はあるんではないかなというふうに思いますので、その点についてお願いしておきたいなと思います。

最後になりますけれども、今回は補正予算、新年度予算、そして繰越明許費ということで、多くの予算が実施されることになっておりますけれども、知事は、この事業をしっかりと実施し、徳島県内の経済の活性化、雇用の拡大等々、地域に効果があるように努めますという表明をなされておったんですけれども、実は県土整備部だけじゃなくて、農林水産部も先ほど申し上げたように、ハード事業が大変多いわけでございまして、県議会でも冒頭、この種の工賃の適正化を求める意見書なども国に対して出してきたところでございますが、地元業者の皆さんへの発注、資材調達等々を含めてしっかりやっていくという農林水産部の決意をいただきたいと思います。

基本農林水産部副部長

公共事業の発注につきましては、農林水産部におきましても、県土整備部と同様に地元 企業への発注を90パーセント以上にするという目標を掲げて、それをクリアするようやっ ておりますし、それから木材などを初めとしまして、県内産資材につきましても、その使 用を原則とするということの運用もやっております。先ほど、繰越額の話もございました けれども、今回の繰り越しにつきましては、先議でお認めいただきました国の大型補正に 関係する繰り越しが、非常に大きなウェイトを占めてございます。

また、委員お話しのように、公共事業の発注につきましては、地域性も考慮しながら、 十分に公平、公正で地元のために、安心・安全とともに地域経済の発展のために、しっか りとやってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

黒﨑委員

きょうが農林水産部の最後の委員会になりますので、この1年、私が気にかかっておりました一、二点を質問させていただきたいと思います。

まず一番最初に、養殖ワカメの増産について、お尋ねしたいと思います。この養殖ワカメですけれども、鳴門ワカメ自体が偽装の問題があったりしまして、非常に悪いイメージが続きましたここ数年であります。そんな状況もある中で、昭和58年から比べますと、資料が昭和58年になっていますので、これは鳴門市水産部でいただいた資料なんですが、昭和58年には鳴門市内で534軒のワカメの生産者がいた。そういうことになっております。それが、平成20年には何と277軒まで減っていて、生産高も7,293トンから4,800トンまで減ってきていると。こんな状況になっております。

一般的に高齢化が進んで、なかなか鳴門ワカメの養殖って大変なんですね。冬の寒いと きに船に乗って体力を使う仕事なんで、なかなか歳がいってきたらやりにくいということ もあるんですが、なかなか若い漁師が育たないというそんな心配もしております。

そんな中で、養殖ワカメの生産をふやすということについて、徳島県はどのようにお考えになっているか、まず、お尋ねします。

大西ブランド戦略総局水産課長

養殖ワカメの増産の対策について、どのような考えかというお尋ねでございますけれども、委員のおっしゃるとおり、近年、養殖ワカメの生産者、それから生産数量ともに減少しております。昨年あたりから若干上向きになっているかなというふうな印象はありますけれども、今のところ統計等の数字が出ていませんので、おっしゃるような県下で約7,000トンくらい、鳴門市で5,000トン弱ぐらいかなと思います。ワカメの増産対策につきましては、県としましては平成23年度から着手しております。その中でことしですが、ハード対策としましては、漁協等が行うワカメの養殖施設、加工施設等の整備に対して補助をしております。また、技術的な課題というのも検討しております。ワカメ養殖は通常はワンシーズンに1回の収穫ですけれども、これを二期作といいますか、複数回とれるような技術開発、増産実施という取り組みを進めているところです。

それで、来年度お願いしております新規事業におきましても、漁協が養殖施設を準備するために必要な経費の助成、あるいは新たな視点として、天然ワカメの利用というのが進んでいない漁場もございますので、この天然資源というものの調査を行って、それをさらに漁師さんが有効活用できるような事業も計画しているところでございまして、今後とも、本県のブランドの一番有名といいますか、大きな養殖ワカメ、あるいは徳島のワカメの増産に向けて、努めてまいりたいと考えております。

黒﨑委員

県内全域でも7,000トンということで、ほぼ7,000トン。その中で、鳴門ワカメが大体6,000トンぐらいと思うんですけど、なかなかその数字を維持するのは、どんどん、どんどん生産者が少なくなっている状況がございますので、難しくなると。そんな中で、ワカメの二期作とか、あるいは天然ワカメを活用するという方策もお考えになっているようですけど、ここにも資料が若干あるんですけれども、天然ワカメの収穫量は非常に少ない数字ですね。これにまた、どんな価値をつけて、どういうふうに販売していくのかというこ

とにも工夫がいると思うんですが、基本はやはり生産者と生産の面積と申しますか、棚をいかにふやしていくのかということに尽きると思うんです。例えば、ワカメの加工業者が、あるいはワカメ養殖に今まで参入していなかった漁師さんが、ワカメの養殖をしたいというふうなことになりましたら、どんな手続きが発生してきますでしょうか。

森水産課漁業調整室長

ワカメの増産に関連しまして、加工業者さん、もしくはほかの漁協の方々が空いた漁場 に入って養殖をされたいということで質問をいただきました。

まず、制度的なことからお答えをしたいと思います。ワカメの養殖は、県による区画漁業権と呼ばれる漁業権の免許を受けた漁協に所属する組合員によって、その組合が定め、県が認可した漁業権行使規則というものに基づき行われております。この漁業権行使規則では、漁場を利用できる方は、その組合に所属する組合員であること。それと組合員みずからが養殖を行うことという2点に加えまして、漁協によりましては、さらに正組合員であることとか、法人でなく個人であることとか、漁協理事会の承認を得たこと、もしくはそのワカメの養殖経験があること等が追加条件として掲げられております。

そのため、例えば、加工業者の方が組合員であるかどうかによって変わってまいりますが、自分の漁協で組合員であられる場合は、その先の制限行使規則で定める制限を満たして、漁協が承認すれば養殖が可能だと。もし組合員でない場合は、漁協と話をしていただいて組合員になっていただいて、その後、養殖をしていただくということになろうかと思います。

黒﨑委員

行使規則というのもあるし、また各漁協では当然、取り決めがあるというふうなことで、なかなかワカメの養殖をしたい言うても参入できないような状況もあるのかなと思いながら話を聞かせていただきました。ワカメ増産については、徳島県がその仲介者となって、この方なら心配ないというふうに、まず、その漁協の正会員になっていただくことが1つのハードルだと思うんですが、そういった気持ちのある方をワカメの養殖業者として推挙するというか、そういったことをお考えになってみてはいかがでしょうか。

森水産課漁業調整室長

ただいまの御質問でございますが、基本的に難しいところは組合とその加入しようとされる方の意思というか、組合の意思がどうあるかというところで、難しいところがあると思われます。ちょっと観点が変わってしまいますが、私どもとしては、ワカメの増産ということで、まず第一義に考えておりますのは、震災の影響もありまして、ワカメの需要が依然高い状況の中で、ワカメの増産を行うというのは、まず、養殖業者の方々の所得向上を図る上で極めて重要な取り組みだというふうに認識しております。

こういったことから、本年9月に漁業権の一斉切りかえというのが予定されておりまして、この中でワカメ養殖漁場の面積を拡大すると。こういったことを視野に入れまして、

ワカメの増産につなげてまいりたいというふうに考えているところでございます。よろしくお願いいたします。

黒﨑委員

拡大を図るということは大事なことだと思うんですが、そういった意欲のある方に参入していただくという方策、あるいはそういった方々がいた場合、県が相談を受け付けるような、あるいはいろんなアドバイスができるような、そんな体制というのはつくれないものでしょうか。

安芸ブランド戦略総局長

ワカメの増産についての御質問をちょうだいしております。先ほど、室長からも答弁させていただきましたように、一昨年の東日本大震災の発災を受けまして、日本1位、2位の大産地でございます三陸ワカメが壊滅的な打撃を受けたということで、第3位でございます本県の出番というふうなことの中から、東北を支援するためのワカメの種苗の供給でありますとか、国内供給をしっかりやるという視点から、県内の増産に取り組んでいるところでございまして、平成23年度には補正予算をお認めいただいた中で、1割の増産を目指すということで、1割の養殖筏の設置を県の単独事業で支援させていただいて、6000トンの1割、600トンの増産に努めたところでございます。

その後も継続した取り組みという中で、先ほど二期作の問題でございますとか、また、 ワカメの増産拡大、それと販路拡大、特に首都圏にはネーミングが、まだまだ鳴門ワカメ という名前が売れていないという中で、ピーアールが必要だということで、県漁連とも話 しながら関係漁協と増産、販売力強化対策協議会を昨年に立ち上げまして、増産とピーア ール対策に努めているところでございます。

本年度におきましても、そういった取り組みを進めているところでございますが、次年度においても、先ほど大西課長から答弁いたしました天然ワカメ、これは現在、椿泊のほうでは利用されているわけですが、まだまだ鳴門方面では利用されていないということから、それの有効活用も含めてやってまいりたい。

それからまた、本年9月、年度で言いますと次年度になりますが、漁業権の一斉切りかえで、ワカメを養殖できる面積をふやしていこうという中で、ノリの養殖漁場あたりで少し使わなくなったところに、ノリとワカメの両方ができるような区域を設けまして、漁場の拡大も図っていこうと。そういう中で、面積拡大なり、また新規参入、これも促していきたいと思っております。また、若い方々が新規参入できるために、そういった研修制度も設けておりまして、来年度には人材育成を図るんだということで、水産の人材育成プログラムをする中で、そういったワカメ養殖に関する勉強をしていただくということでございます。

先ほど、委員からお話がございました新規参入者に対する助言、指導といいますか、相談窓口については現在、水産課内におきまして、相談窓口を既に、これはワカメに限らずですが設置しておりますので、水産課へ御相談いただければ、そういった個別の対応につ

いては相談に乗らせていただいて、また、漁協さんにも紹介していただくということは可能かと思いますので、ぜひ、水産課へ御相談いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

黒﨑委員

そんなことで、ぜひとも県も意欲ある方々をサポートしていくということをよろしくお 願い申し上げます。

それともう一点でございますが、この間の2月4日の立春の日に、園芸産地の交流会というのが板野の教育センターで開催されました。大変たくさんの方が来られておりまして、私もまいりました。このことは事前委員会でも少しお話をさせていただきました。シティ青果の社長も来られまして、いろいろなお話をしていただいて、大変よかったというふうにおっしゃっていた生産者の方々がたくさんおられたように思います。それにつきまして、生産者のほうも非常にそこに希望を見出しているというか、徳島県もいよいよ本気で関東の市場に行くんだなというようなことで、いろいろ希望を持っているようでございます。

しかしながら、前から何回も同じことを言っていますけれども、じゃあ、どういうふうな畑を使って生産を増大していくのか。そんなことになってくると思うんですけれども、県のほうは平成28年までに1,000 ヘクタールを増産ができるように畑をふやしていくんだという積極的なお考えをお持ちでございまして、それを具体的にどのような形で、どういうふうにここ5年間でふやしていかれるのか、少し気になるところでございます。

は場整備が既に終わったようなところを少し排水に手を加えてやってみようかという動きがあるとの話も昨年から伺っております。ただ、そういったことは、ほ場整備が既に終わっているようなところを全てかき集めて、1,000 ヘクタールあるのか。あるいは、その1,000 ヘクタールの中で、放棄地をもう一回やってみるというふうな畑があるのか。そこのところの1,000 ヘクタールの中の割合がどんなふうな形になっているのか。南のほうと阿波市のほうでというお話でございますが、そこのところをもう少し詳しくお話をいただければと思います。

隔山ブランド戦略総局とくしまブランド課長

野菜増産の取り組みの具体的な内容ということで御質問をいただいております。

まず、この野菜の生産拡大につきましては、当委員会の森田委員より本会議で御質問いただいておりまして、知事答弁がなされたところでございますので、一部、回答が重なることがあることを御容赦いただきたいと思っております。

今までの取り組みということで東日本大震災の発災以来、関東から本県の野菜が非常に望まれておるということ、それとやはり本県におきまして、全国でもそうだろうと思うんですが、担い手不足等によって野菜の生産が減少しているということで、これからしっかりと本県野菜の供給力を高めていくということで、1,000 ヘクタールを目標に野菜の増産に取り組むとしたところでございます。

それにつきましては、平成24年から28年度末まで5年間の間で1,000 ヘクタールの増産

に取り組むという計画でございます。それで、その内容につきまして、特に本年の取り組みにつきましては、県下4地域、小松島、阿南、海部、吉野川、この4地域に野菜の増産プロジェクトチームを立ち上げまして、その中で、先ほどお話がございましたように、ほ場整備地の排水改良とか、機械化による大規模生産に取り組みまして、その他、各JAさん等の努力によりまして、ニンジン、大根、ホウレンソウ、ブロッコリー、キャベツなどのブランド品目の作付け拡大が図られたところでございます。今年度の面積につきましては、約100~クタールの面積が拡大が図られたと考えております。

それで、これから具体的にどのように進めていくのかということでございますが、現在、4地域に設置しております野菜の増産プロジェクトチームを県下の各地域に拡大してまいりたいと。今は4カ所ですが、各地域に拡大して数をふやしていきたいということが1つでございます。それで、現在のメンバーとしましては、JA、生産者、県、市町村、主要メーカー、機械メーカー等々が今、参加しているわけですが、その中に土地改良区とか農業委員会等を加えまして、農地集積とか排水改良、特にほ場整備地の排水改良等についてしっかり取り組んでいきたいと考えております。

そこで、その集積された農地につきましては、そこの地域の農地プランに位置づけられました地域の担い手農家に、農地を集積して大規模生産に取り組んでいくと考えております。それと、あとの取り組みにつきましては、機械化をしっかり進めまして、ブランド品目の大規模生産なり、今かなり需要が高まっております加工業務用野菜産地の育成等、地域に合った野菜増産に取り組んでいき、しっかりと増産して、関西はもとより首都圏に向けてしっかりと販売していきたいと考えております。

黒﨑委員

積極的ないろいろな方策を考えてやっていただけるようで大いに期待するんですが、今までどおり、その生産者、農協、あるいはいろんな団体、そこら辺に声をかけて増産をしていくということでございますが、例えば、今後の話になるんですけど、この間、新聞を見ておりましたら、企業の農業に対する参入は規制が変わったので5倍にふえたとかっていう日本全国的な記事も載っておりました。徳島県においては、企業参入というのはどれくらい現在進んでおるのか、どれくらいあるのか、そういったことを少し聞かせていただければと思います。

川﨑農業基盤課長

本県における一般企業の農業参入の状況ということでございますけれども、委員が先ほど言われましたように、平成21年度に農地法が改正されまして、そういった農地の貸借規制が緩和されてきたところでございます。それによりまして、契約解除条件付きではございますけれども、一般の法人の農業参入が容認されてきたところでございます。

本県の参入状況でございますけれども、その農地法改正後の平成21年度以降、他産業からの農業参入していただきました企業は8社となっております。この8社につきましては、その企業のまま、一般法人として参入していただきましたのが、そのうちの6社。2社は

その企業さんが農業生産法人を立ち上げていただきまして、その上で参入されたという実績になっております。

黒﨑委員

8社ということでございます。これが多いのか少ないのかという議論はあると思うんですけれど、一般の企業が参入して農業をやるということは、もし倒産したときにどうなるのかという心配があったり、いろんなことがあって、なかなか参加しにくいんだろうなと思います。これに合わせて、農業法人というくくりもあるとは思うんですけど、現在、この農業法人の生産額、あるいは出荷額と具体的にという話をした場合に、いつも返ってくるのが、一企業の話ですから、なかなかそこのところはつかみづらいということでございますが、この農業法人、あるいは企業が参入してきたと。その農業に参入してきた企業等にも、いろんな意味合いで働きかけを強めて、あるいは情報もしっかり集めていただいて、日本の台所を目指すというような先ほど吉田部長の話もございましたので、そういったところに協力をしていただかなければならないと考えてはおるのですが、そのことについてはいかがお考えでしょうか。

隔山ブランド戦略総局とくしまブランド課長

委員の今の御意見のように、やはりこれから野菜の増産を進めるためには、いろんな人に取り組んでいただくと。しかし、その取り組みの内容については、やはり大規模生産になってくるのかなと考えております。そのためには、やはり大規模生産を現在行っておる農業生産法人等に活躍いただいて、爆発的なというか、かなり大きい面積の増産に取り組んでいただくということをしていただかなければ、なかなか増産は進んでいかないかなと思っておりますので、これからしっかり農業生産法人等に働きかけまして、支援もいたしまして、増産に取り組んでいただくように進めていきたいと考えております。

具崎委員

ぜひ、よろしくお願いいたします。それとさっきのワカメのお話もそうでございますが、行政と生産者が情報をしっかりと共有して、ぜひとも徳島県の第一次産業をしっかり守っていただきたいと。TPPの話、きょう先輩諸氏がいろいろお話されましたが、やはり農業、あるいは第一次産業を守るということと、TPPの問題点というのは似てるようで似てないと私は考えております。やはり食の安全保障の話であったり、日本の食料は誰がどう守るんだということと、あるいは第一次産業を産業としてしっかりと構築していくと。それに対して地方の行政が力を貸していくということがこれから大変重要なんだろうなと思います。ぜひともよろしくお願い申し上げまして、質問を終わります。

達田委員

お疲れのところ恐縮ですけれども、何点か質問をさせていただきたいと思います。私もこの経済委員会が最後になるかと思いますので、今までお尋ねしてきたところ、何点かも

う一度再確認をさせていただくという点でも、お尋ねしておきたいと思います。

TPP問題に関しましては、先輩の皆さんからもいろいろ御意見が出ました。その中で、 県の姿勢は、昨年と全く変わっていないんですですけれども、取り組みについても全く変 わっていないなという印象を受けるんですね。昨年も同じような問題でお聞きしましたと きに、国からの情報開示がないんだと。だから、なかなかわからんことが多すぎるんだと いうようなことで、そういう旨の答弁をされておりました。しかし、1年もあったわけで すから、その間に調べようと思ったらちゃんと調べられたはずなんですよね。私は恐らく 農林水産部の方は、どれだけ影響額があるのかということは、ちゃんと調べておられるん じゃないかと思うんです。

昨日、昼のニュースを見ておりましたら、北海道の知事さんが、TPPに参入されたら 北海道の農業がだめになってしまいますということで、中央に行かれてました。というこ とは、やっぱり北海道は試算をちゃんとされとんですよね。それで、TPP参加で農業産 出額が 5,000 億円以上のマイナスとなって半減してしまいますとか、食品加工などの農業 関連産業の売り上げの減少も 5,000 億円以上になるんですよというようなことを並べて、 やっぱりこれでは困るんだということを根拠を挙げて訴えておられるわけなんですよね。

ですから、徳島県も農業県、そしてブランド品目を並べて、これを海外にまで売っていくんだというようなことを取り組んでいる以上、やっぱりきちんと農業の影響額というのがどれだけあるのかということを把握されてるはずなんです。ですから、そこが全く表に出ないというのは、今の時期におかしいと思うんですよ。そこをちょっとはっきりさせていただきたいと思うんです。

阿部農林水産政策課政策調查幹

TPPによります農林水産業への影響へということで、御質問いただいておりますけれども、本県におきましても、農林水産省が平成22年度に影響額ということで算出しております。それに基づき、本県につきましても、どれくらいの影響があるかということは算出はしております。

それ以降につきましては、国のほうから示されて、特に出されているのが当初4兆5,000 億円が減額するというところがあったんですけども、その後の影響では3兆4,000億円ぐらいに減るんではないかというような大まかなところは示されております。その具体的な積算の中身が公表されておりませんので、それに基づいて細かな詳細な積算というのができかねております。だから大まかに言うと4兆5,000億円が3兆4,000億円であれば約2割ほど減る。そういう意味で、影響額は減ってくるとこういう計算はできるかと思います。

達田委員

昨年、数字を挙げて、これでは困るんですよということを言っていたはずなんですよね。 それで、今回の御答弁を聞きますと、ちょっと引いてるなという感じがするんですけれど も、県として国に対してきちんと意見を言いますよと言う以上、徳島県への影響というも のをきちんと把握されて、それを示していかれるべきだと思うんです。私はきちんと農産物の一つ一つをですね、総額じゃなくて、やっぱりちゃんと調べていくべきだと思うんですが、もう調べておられるんでしょ。去年まで言っていた総額ではなくて。

阿部農林水産政策課政策調查幹

先ほども申し上げましたように、平成22年度のときに、国が出された積算の内容をもとに徳島県でも影響額を調べておりまして、例えば、米でありますと 144 億円の減少、牛肉であれば50億円の減少ということで、農業関係全体で 286 億円の減少になると。林業におきましては、約5億円の減少。これは輸入合板の関係がありまして、その分が減少するであろうと。それと水産物につきましては37億円の減少ということで、合計といたしまして329 億円の生産が減少するということで積算しております。

また、国への要望につきましても、1月16日に知事から、TPPにつきましてこういう 金額のところを積算して、このあたりもお示しして、国に対しまして、TPPに拙速な参 加はしないようにと要請いたしております。

達田委員

その農産物の一つ一つ、ニンジンならニンジン、スダチならスダチ、水産物のワカメならワカメ、そういう一つ一つの品目について、こういう影響額がありますよということをやっぱり情報として皆さんに知っていただいて、そして判断いただくというような、そういう取り組みが必要だと思うんです。ですから、非常に具体的な情報提示をしていただいて、そしてみんなで考えていきましょう、勉強していきましょうというのが必要だと思います。

私、TPPには反対なわけなんですけれども、自民党が総選挙の公約で6項目を掲げて 公約しておりましたですよね。それが何か1つでも確約がとれとるもんがあるんかという と、これはちょっとはてななんですよね。県としてはどうお考えでしょうか。

阿部農林水產政策課政策調查幹

公約について、選挙の中で6つほどの公約が出されているということは承知はしております。それとまた、先般ありましたアメリカ大統領との首脳会談の中で、一番最初にありました聖域なき関税のところのスタンスについては、そのところは条件が取っ払われたんではないかという報道というか、情報ありますけれども、これからの協議の中で決まるということも書かれておりますので、現段階でどこまで取っ払われているかというところはわかりづらいところはあろうかと思っております。

達田委員

報道では、全ての関税撤廃を前提とせずと報道されましたですよね。そして、首相が米 大統領と確認というようなことで報道されたんですけれども、実際の日米共同声明の中身 というのは、関税撤廃の例外とか、聖域を認めたわけで、それは事実じゃないんですね。 全ての物品が交渉の対象とされると明示されていたわけなんですよね。ですから、この共同声明というのは、何かその物品について、ものを言いたかったら交渉の場で言いなさいよということが確認されたというだけのことだということなんですよね。そういうことを見ましても、非常に今わかりにくい状況があるかとは思いますけれども、やっぱり影響額がどれだけあるのかということをわかりやすく県民に知っていただいて、そして判断をするという努力が必要だと思います。

県として、やっぱりきちんとした県の情報開示、国の情報を待つんじゃなくて、県が独 自に積極的に情報開示して、そして皆さんの判断を仰ぐという姿勢に立っていただきたい ということをお願いしておきたいと思います。よろしいでしょうか。

阿部農林水産政策課政策調查幹

TPP交渉参加によります影響の部分ですけども、これまでは国におきまして、農林水産省だったり、内閣府であったり、それぞれの省庁ごとに出てきていた影響額につきまして、今回は一本化したものを提示されるということをお聞きしております。その状況を把握いたしまして、本県への影響がどのようになるかというところも分析いたしまして、その内容について、公表できるものであれば公表していきたいと思っております。

達田委員

何点かありますので、次に行かせていただきます。

次に、国営農地防災事業に関してなんですけれども、平成25年度の当初予算で農地総務費の中の国営吉野川下流域総合農地防災事業費負担金及び国営那賀川総合農地防災費負担金というので、この2つを合わせますと17億8,271万4,000円と。これが一般財源で書かれているわけなんですけれども、この負担金というのは平成24年度まで、負担金がいくらであったのか。それから、今後ずっと債務負担が出ているわけですけれども、平成35年度、36年度まで出ていますね。結局、いつまでずっとこれが続いていくのか、合計でいくらになるのか予測されているのか、お尋ねしておきたいと思います。

川﨑農業基盤課長

委員から国営総合農地防災事業の負担金についての御質問でございますけれども、現在、負担金につきましては、それぞれ国営事業でございますので、負担率といたしまして国が 3分の2、そして地区によって若干違うんですけれども、吉野川下流域地区につきましては、県が 30.4 %、市町が3%、農家負担はないというふうな負担率でもって負担額が計算されることになっております。また、那賀川地区のほうにつきましては、国が3分の2、県が30%、市が3.4%の負担率になっております。それぞれこれに総事業費を掛けていただきますと、その負担額が出てまいります。御質問は、これまでの負担額ということでございますけれども、県の負担額ということですか。

有持委員長

小休します。(14時50分)

有持委員長

再開します。 (14時50分)

川﨑農業基盤課長

これまでにかかっております県の負担額ですけれども、吉野川下流域地区につきましては 248 億円。那賀川地区につきましては24億円となっております。

達田委員

債務負担で今回のっていますよね。そういうのを含めると結局、負担金というのはどれくらいになる見込みなんでしょうか。事業費に割合を掛けたらいいと言われても、事業費がどんどん膨らんでいくもんですから、これがそのまま掛けていいものかどうか私たちはわからんわけなんです。ですから、見込みをぜひ教えていただきたいと思います。

川﨑農業基盤課長

現在、認められております総事業費につきましては、吉野川下流域地区 1,350 億円、そして那賀川地区 456 億円になっておりまして、これに、基本的には負担率を掛けていただきますと、その負担の見込みになります。ただ実際には、実負担といたしましては、その率を掛けただけではなくて、それに後進地差額の国からの返還金、それから、それぞれ債務負担もかかっていくわけですけども、その年度ごとの負担に対しまして、交付税算入等もございますので、これよりもかなり負担は減額されることになりますが、それは時々によりまして率等は変動しますので、ここで確定した部分についてはわかりかねます。

達田委員

今回、平成21年度から24年度の分、それからまた平成25年度以降ということで債務負担 行為も書かれておりますけれども、これを見ましても、非常に莫大なお金になるわけです よね。後から返ってきますんでと言われましても、やっぱり私たちは、この数字で判断す るしかないわけなんです。

それで言いたいのは、吉野川下流域でいえば平成26年度に終わりますよと。直轄ですね。 終わりますよと言われてましたですよね。それからまた、那賀川地区については、今見直 しをしてるんですけども、できるだけ早く事業効果が発揮できるようにして終わってもら いたいという思いがあるんですが、ちゃんと予定通りに、平成26年度に完了ということが はっきり言えるのかどうか。そして那賀川地区も終わりというのは、完了はいつになるの か。これは付帯工事をのけてお聞きしておきたいと思います。

川﨑農業基盤課長

国営事業の完了の見込みということでございますけれども、現時点では、吉野川下流域 地区については平成26年度完了というふうに国からもお伺いしております。そして那賀川 地区につきましては、現在、委員がおっしゃられましたように見直しております。私どもは、国と協議をする中で、今後10年程度で完成していただくように要請しておるところで ございまして、その方向で国も検討していただいていると聞いています。

達田委員

那賀川地区につきましては、10年程度の見直し期間を入れてですか。見直しの程度を入れて10年。これは、本当にできるのかなという思いもするんですけれども、やっぱり早く、しかも少ない経費で効果が発現できるようにしていただきたいというのが思いなんです。

それで、今、県が非常に厳しい財政状況だということを誰からも言われるんですけれども、起債許可団体となって公債費の負担適正化計画を作成しています。平成22年、平成24年とか書かれてますけれども、この中で、国営の農地防災事業に関する負担金、これは今後、一定期間は実質公債費率が18%を超える高い水準で、少し下回ってはいるんだけれども、推移しますよと言われてるわけです。わざわざここで言われてるということは、やっぱりこの事業が非常に大きなウェイトを占めていると思うんです。それで、今、公共事業が少なくなったと言われていますが、県の県単事業とか、補助事業とかもどんどん少なくなっていく中で、こういう事業のウェイトというのが大きいわけですから、やっぱりこれは、できるだけ見直して、少ない経費で、そして最大の効果が発揮できるような方向で進めていただきたい。そういう思いでお尋ねしております。

それで、那賀川地区につきましては、事前委員会でもお尋ねしたんですけれども、下流域のずっと下のほうの方も改良区を脱退しますというようなことでされているところもあります。そして、きれいな水を待っとったんだけど、結局、来なかったんじゃないかという御意見もあるわけなんですけれども、その点はやっぱり待ち望んどった方もいるわけなんですよね。そういうことで、工夫がちゃんとできていくのかどうか。見直しによってできるだけ少ない経費で、そういう要望にもこたえていこうということができるのかどうかをお尋ねしておきたいと思います。

川﨑農業基盤課長

まず、本県におきましては、国営事業ですが、機能低下しました農業水利施設の機能回復、それから今、委員がおっしゃられました農業用水の水質の改善を図る目的で言っておりますように、吉野川下流域地区、那賀川地区の2地区で事業を推進しているところでございます。

農業を取り巻く環境は変わっておりますが、効果的で近代化された農業を可能にする農業生産条件を格段に改善いたします国営事業は、地域農業を守り、振興していく上で、県といたしましても不可欠な事業であると考えております。国営事業の実施によりまして、良質で安定的な農業用水を確保するということは、とくしまブランドの創出、地域農業の振興に大きく寄与しますことから、国営事業の推進はもとより、それと合わせて、今、言われました関連の県営事業も合わせて推進していくこととしております。

その上で、国に対しましては、我々も徹底した工事コストの縮減、それから縮減により

ます地方負担の軽減、それから事業完了後の農家負担軽減を図るために、維持管理費の軽減につながる施設整備の実施、さらには事業効果の早期発現を国に要望していきたいと思います。

また、那賀川地区は今見直ししております。国もそういった県からの要望にこたえていただきまして、いろいろな工夫をして、きちっと那賀川の末端下流のほうへも水質の改善ができるような工夫を考え、取り組んでいただいておりますので、それを期待しているところでございます。

達田委員

ぜひ、お願いいたします。歳入状況によっては、将来大きなリスクを背負うということ にならないように、ぜひよろしくお願いいたします。

次に、農林水産分野における女性の能力の積極的な活用についてということで、お尋ねしたいと思います。国がつくっております食料農業農村基本法では、第26条に女性の参画の促進というのを入れているんです。この中で、女性の農業経営における役割を適正に評価するとともに、女性がみずからの意志によって、農業経営及びこれに関連する活動に参画する機会を確保するための環境整備を推進するものとするとありまして、平成24年度から、女性向けの支援施策を充実、強化しているということなんですね。県がこれと同じような趣旨の施策を行っておりましたら、どういう事業か教えていただきたいと思います。

水岡農林水産綜合技術支援センター普及教育課長

県単の事業でございますけれども、女性のちから輝く農山漁村づくり事業というものを展開いたしております。この事業におきましては、男女の共同参画や家族経営協定の推進を図りますとともに、女性農業者のスキルアップを図りますために、農業生産技術や農業経営、さらには加工技術の向上などに関する研修を実施しておるところでございます。平成24年度の事業費は90万円で、平成25年度につきましては81万 6,000 円をお願いしておるところでございます。

達田委員

そういう事業が平成24年度で何回行われたのか。平成25年度はちょっと減ってますよね。 何回行うんでしょうか。

水岡農林水産綜合技術支援センター普及教育課長

平成24年度の実績でございますけれども、まず、女性の技能再発見への取り組みということで、男女共同参画の推進とか、農山漁村女性の日の記念大会、さらには家族経営協定締結の推進ということで支援センターで実施しております。これらを合計いたしますと、18回の実績ということでございますし、さらに2点目といたしまして、農村の女性のパワーアップ講座ということで、職員表示のセミナーとか、女性企業家交流会というようなこととか、さらに子育て後の再チャレンジ研修会ということで、支援センターを合わせます

と16回の実績ということになっております。なお、平成25年度につきましては、今後、計画を煮詰めてまいりたいと考えておるところでございます。

達田委員

こういう取り組みは、ぜひ強化をしていっていただきたいと思うんですけれども、予算が減っているということは、少ない予算で最大の効果を発揮しているためかなと受けとめておきたいと思うんです。ぜひ、進めていただきたいんですが、実は国の基本法の中身というのを見てみますと、第26条の女性の参画の促進というのが入っているわけなんですね。さらに平成22年3月からは、食料農業農村基本計画というのがありまして、計画的に講ずべき施策というものも具体的に示しております。その中で、政府の男女共同参画に関する目標の達成に向け、農業協同組合の女性役員や女性農業委員等の登用増等の目標を設定して、その実現のための普及、啓発等を実施するというふうに書かれております。これは、保健福祉の分野ではなくて、農業分野の施策として、わざわざ男女共同参画というのが中に入っているわけなんですけれども、その意味というのをどういうふうに受けとめておられるんでしょうか。

森農林水産政策課長

男女共同参画の視点でいろんな事業メニューができているとういうことで、どういうふうな状況になっているのかという御質問かと思いますけども、当然、男女共同参画としては、男女が社会で対等な構成員としてお互いを尊重するということで、共同責任を与えられながら能力を十分に発揮していただくということが重要、必要であると考えております。

農林水産分野においてもそうでございますけれども、生産活動のみならず、今後の取り 組みや地産地消とか、あるいは食育の推進など、女性の発想を生かしたさまざまな取り組 みがますます重要になってきているということで、国でもそういった男女共同参画の基本 の精神に基づいた計画がなされているものと考えています。

達田委員

今、お答えいただいたことは、ちょっと私の耳が遠くてわかりませんでしたが、県が示している徳島県食料・農林水産業農山漁村基本条例というのがありますよね。この中をよく読んでみますと、女性とか高齢者という言葉が出てくるわけなんです。それを支援するというふうに確かに書かれているんですけれども、これが女性や高齢者を多様な担い手というふうに書いてあるわけなんですね。それで、男女共同参画とかの言葉は全くどこにもありません。

つまり、女性や高齢者を担い手、つまり働き手なんだと見ているだけで、地位向上とかそういう観点は全くないと、私はそういうふうに読んでるんですけども。それであれば、 もっともっと大きないろんな施策ができてるんじゃないかと思うんですけれども。私はこ ういう観点で、ぜひ、もっともっと幅を広げて、政策を進めていただきたい思うんです。

それともう一点は、今までも言ってきましたけれども、男女共同参画というのがほかに

ありますよね。農業の中で、農林水産業の中で、わざわざそういうことが設けられているというのは、余りにも女性の地位が低いという中で女性が頑張って働き手となっているわけです。やはり、その力を酌み上げて、農林水産業をもっともっと活性化させていこうという意図があると思うんですよね。ですから、県がちゃんと趣旨を理解されて、そういう対策をぜひお願いしたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

森農林水産政策課長

男女共同参画の関係、あるいは男女共同参画の関連のいろんな事業をもっともっと幅広い視点でということでございます。本県における男女共同参画関連の事業といたしましては、平成24年3月に策定した第2次徳島県男女共同参画基本計画がございまして、各部連携のもとで実施しているところでございます。基本計画については、9つの主要課題を定めているところでございますけども、その中で、魅力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の促進という項目を位置づけて、対策として推進しているところでございます。

一例を申しますと、農山漁村における啓発活動、あるいは男女家族経営協定の締結の促進、あるいは農村漁村関係団体における方針決定の場合の女性の参画の促進、そういった項目を挙げている状況でございます。また、その中には家族経営協定の締結の方針といたしまして、家族経営協定の締結を平成26年度末の目標で1,050件という具体的な目標も掲げているところでございます。

達田委員

いろいろ反論したいことがあるんですけれども、次に行かせていただきます。

本会議の質疑でお伺いしたんですが、徳島化製協業組合への補助金です。農林水産部では、平成25年度予算で 6,140 万 5,000 円を提案して、今までの平成 6 年から平成23年度までの補助金総額21億 6,461 万 3,000 円ということで、非常に多額な補助金が出されてきたわけで、私どもは、非常にこれは不透明な補助金だということで、いつ終わるのか、終わるべきだということでお尋ねしてきたんですけれども、この補助金について、いつまでに終わろうという計画はあるんでしょうか。

今川畜産課長

今、達田委員から当課が所管いたしております徳島県食鳥副産物有効利用促進事業についてのお話でございます。当事業につきましては、県内の食鳥処理場から、日々多量に排出されます食鳥副産物を飼料なり肥料なりの原料といたしまして、適正に処理するために必要な経費の一部について助成するものでございまして、本県の養鶏産業の振興や畜産環境保全のために欠かすことのできない事業であると認識いたしております。

また、食鳥副産物の飼料、肥料、資源としての再資源化を行うことによりまして、環境保全型の社会の実現に寄与していると考えております。

こうしたことから、本事業は非常に公共性が高く、必要かつ合理的な事業であると認識 いたしておりまして、毎年、県におきましては、その事業の目的、有効性、効率性等につ いて総合的に検討を行いまして、予算の適正な執行に努めておりますので、御理解のほど お願いを申し上げます。

達田委員

適正に処理を行うために要する経費の一部について補助するということなんですけれども、この補助金に対する経費というのはいくらだったのか。それと、他県でこういうふうな補助金を出しているところがありましたら、ぜひ勉強させていただきたいと思いますので、教えてください。

今川畜産課長

処理費に係る経費等についての御質問でございますけれども、平成24年度につきましては、まだ確定しておりませんけれども、平成23年度につきまして、実績におきましては、 再資源化に要した経費は4億円強という報告をいただいております。

それと、他府県でこのような事業を行っているところがあるかというお話でございますけれども、私の承知しているところにおきましては、そのような事業はないというところでございます。よろしくお願いします。

達田委員

ぜひ、こういう不透明な補助金のあり方というのは、ちゃんと見直していただいて、ほかの業者の方も非常に皆さん頑張ってますので。本当に一生懸命に、つぶれるかどうかわからんようなところで頑張っているわけなんです。ところが、1社にこういう多額の補助金を毎年出し続けるということが、本当にオンリーワン徳島を貫きよるということになるのか。それとも、負のオンリーワンなのかということをよくお考えいただいて、どういう呪縛があるのかわかりませんけれども、そういうところから抜け出していただいて、やっぱり誰もが納得できる税金の使い方ができるようにしていただきたいということを申し上げて終わります。

杉本委員

神山森林公園でのお子さんの事故については、先ほど部長さんから、学校へ通っているということでございますので了としておりますが、ただ、後のケアと脳挫傷により救急車でということは、公園である事故ではないという認識はしていただきたい。子供が遊ぶところですから、最低限、安全というのはお願いしたいと思います。

それから、12月の私の質問で、森を守る条例をお願いしたんですが、今年度中というお答えであったと思うんですが、現状についてお話しいただければ。

津田林業飛躍局林業戦略課長

森を守る条例につきましての進捗状況についてでございます。まず、庁内のプロジェクトチームを昨年末につくっております。農林水産部、県民環境部、県土整備部、そして政

策創造部と、部局横断的にこれまで3回実施しております。条例の策定に向けた各県の条例の分析、それと現状の課題などを現在検討しているところでございます。

また、この3月4日に第1回目の有識者会であります第3者委員会、仮称でございますが、徳島豊かな森を守る条例策定検討委員会を開催する予定でございます。

杉本委員

フジテレビで、水産業は100兆円から200兆円くらいの金額になって、それから、地球上で水が云々と言うてるのはアメリカと日本とヨーロッパとが安全な水であると。特にアジアでは日本が一番優位な立場である。人口が密集しているのでというような組み立てで、これからシリーズもんで来月ぐらいからあります。

また、ごく最近で聞いたのは、勝浦地区かな、わけのわからん人が山を買いに来た。買われとったの買い戻したとの話もございます。これは事実です。買い戻した人も知ってますから。そういうことでございまして、我々のわからないところで、そういうことが徐々に始まっているのかなというような認識でございます。町村長さんあたりも、かなりこの条例に対して興味というか、関心があるようでございますので、その町村長さんあたりの意見も入っていけるようなというか、酌み取ってよろしくお願いしたいと思います。

次に、ずっとやってきております動物被害というのは、キュウリがとられたとか、ナスビがやられたとかいうようなことであったんですが、いよいよ身近になってきたというのは、2月26日の徳島新聞でダニ云々と。これはもうほとんど山の県の職員さんは、ほとんど皆さん経験があるだろうと。ただ今まで、このマダニというのは、家近くではかまれた人もなかった。かなり山奥へ入ってやられるということで、かまれたときは痛くも痒くもない。小指の先ぐらいにちょっと膨れてきてから痛いというような感じで、むしったら首が残る。とりあえず病院へ行く。私なんか若い頃ですから、病院へ行って看護師さんの前ですっぽんぽんになって、どないしようかと思ったんですが。恥ずかしくてつらい思いをしたことがありますが、熱が二、三日出るぐらいのもんで、人が死ぬというとこまではいかない。罠にかかったシカが、まだ息があるうちにブルーシートの上に置いて、温度が冷えてくるのを待っていたらダニが逃げ出す。シカの温度が下がってきたら、100 匹や 200 匹でない。ぞろぞろという感じで。

動物がだんだんと人間の生活圏の中に入ってきて暮らしている。去年の暮れですけれども、私の例ですが、庭の掃除を頼んであったら、植木屋さんがウサギがおるわと。奥さんがこれえさをやりよん違うかと。それで、いつから来てるかと家内に聞いたら、夕方が来て日が暮れたら出ていって、夜明けには戻ってきよるぞと。あんたによう似とるわと言われて、その辺がちょっと厳しかったんですが、近所に聞いたら御存じのとおり、ハクビシンが天井裏で何匹も子を産んどったとか、何とかかんとかという話がいっぱいあって。

というのは、動物がつけてきておりますからね。家内には言うとんですけれども、掃除機かけた後、ごみ出してよう見てみいよと。たぶん、ダニが掃除機のごみに入っとんちゃうかと。まだ、面倒くさいからしてくれませんけれども、そういうことになってきますと、今までの動物愛護法やそれから共生というようなことを言っておれんようになるんです。

これは、死ぬ病気を持っているんです。キュウリ盗まれた、芋をとられた程度だったら、 それはまた辛抱できますけれども、徳島県の誰かが池田で1人亡くなったとか、那賀奥の 木頭で死んだとか、相生でダニに食われて死んだわと言い出したときに、いけるんだろう か。これの答えがほしい。これは共生ですよって言えるのか。そこじゃ、聞きたいのは。

檜垣農村振興課農村 · 鳥獣対策担当室長

委員から、鳥獣も含めて、マダニによる被害が家の中と申しますか、人の近辺まで来て、 そういう状況で鳥獣との共生という状況でいいのかということかと思います。確かに、鳥 獣は山の中、また草むらに入りまして、マダニがたくさんついておるということは私も理 解しております。

また県としては、今まで鳥獣を集落に近づけさせない、また侵入させないということで、 追い払い活動とか侵入防止策の整備などを進めてきておりますが、委員からもお話ござい ましたように、今、人の命に危険が及ぶということでございますので、そういう近づけさ せないとか、また侵入させないとかいう対策だけでなく、どのような方法があるのか私も 勉強不足でございまして、どのような対策があるかということはすぐに御答弁できません が、他県の事例とかも見ながら勉強等させていただけたらと考えております。

峯本農林水産部副部長

共生という生ぬるい状況ではございません。鳥獣対策につきましても、農林水産部としましては、捕獲に一番力を入れて実施いたしております。

杉本委員

生活に動物がまじってきた。動物が出てきたんですよ。人間が山の中へ入ってと言う人がいますけれども、そうではない。動物が人間のところに来だした。そういう社会になってきとんですから、我々としたら薬殺させてもらう。ネズミ捕りの薬入れるのと一緒の話ですから。そうさせてもらおうかという世の中になってきているということも認識してもらわないと。1人、2人が死んでみなんだらわからんというなら、本当は私の腹の中は1人、2人死んでみたら、これが言えるかというて聞いてるんやけん。そうでしょ。勉強不足では困る。そういうことでございますので、理解して、動物愛護法や共生やいうことは、できにくいということを申し上げておきたい。

次に、徳島県の杉、ヒノキの成長量が年間に 120 万立米。私はこの数字よりはもっと多いと思っておりますが、その中で今、伐採されておるのが24万立米ということは、毎年、100 万立米ふえていきよる。これは10年もしたら、徳島県の木材はもたんで沈んでいって

してしまうんでないかと思うくらいふえていきよる。外国の木材商あたりの話を聞くと、 北半球での次の針葉樹林帯は日本であると。私は今まで、自分の考えがシベリアとかカナ ダとかアメリカとかできておりますから、北欧国が多いですけれども、日本の森林がそん なになるかという印象だったんですけれども、成長量が違います。面積的には、しれたも んですけれども、日本の森林の成長量というのは、大きいというか、よく伸びているとい うことですから、外国の木材商が言うのも、そういう意味で言ったらすごい量だなという ことがよくわかります。

今の話の中で約50%は、建築の50%ということなんですが、県も力を入れてくれて、徐々に山もとでは搬出ができるような体制にもなってきだしたと。あと景気、円が安くなってきてますので、木材の値が上がってきたら、雇用もよくなってくるだろうというような感じでおりますし、我々は用意ができてきておると、山もとでは自信を持っておるんですが、問題は、製品のはけ口。ナイスさんが来てくれるということで聞いておりますが、ナイスさんの計画についても4万立米か5万立米。とても20万立米とか30万立米ということではないです。もっと売れ口、はけ口を探さなければと思うんですが、この間、設計の人とちょっとそんな話をしておりましたが、努力はしたいんですけれども、協力はしたいんですけれども、鉄筋が減ってきている以上、木材のほうへ移りたいんですけれども、利幅も少ないんではと。設計料が、設計単価が安いんです。それから安全係数等を出すのも実際は手間がずっとかかる。その手のソフトも少ないということを言っていた。

しかし今、大工さんや工務店というのが、既にここ何年かの不景気で壊滅的な状況になっている。すると、設計の先生あたりから前を開けていかないことには、製材をつくって、いや製材って、A材のほうはどんどんふえてきて、木材の量の約7割がA材ということになりますから、建築しか残ってこないということになりますから。そうすると、設計の先生をもっと我々の見方というか、切り口にせなんだら、とてもでないけれどもこの量ははけていかんのではないかと言うように思いますが、その点の考えがあればお答えいただきたい。

梶本林業戦略課次世代プロジェクト推進室長

杉本委員からは、木造建築に携わる建築士さんとのかかわりを強化していく必要があるのではないかという御質問かと思います。委員のお話のとおり、今後、木材需要をふやしていくためには、建築資材としての木材の利用をふやしていく必要があると。そういうことですから、木造住宅を普及、拡大していく必要があります。そういったことから、木材の利用に詳しい建築者を養成していく必要がございます。そういったことが、非常に大変有意義なものと考えておるところでございます。

そういったことから、これまでにも木造建築に不慣れな、いわゆるRC鉄骨とか鉄筋とか、そういった建築士さんが多かったんですけども、木造に不慣れな建築士さんを対象といたしました木造施設建築支援マニュアルの作成配布や、徳島木材建築設計人材養成講座というものを開設いたしたところでございます。そこで、県産材利用についての情報提供等を実施してきたところでございます。

昨年11月定例会におきまして可決、成立し、本年4月施行の徳島県県産材利用促進条例では、建築関係者の役割を位置づけまして、建築関係事業者は、みずからの事業活動を通して、県産材に係る知識の取得でございますとか、あるいは県産材の積極的な利用に努めるものとするという形で位置づけさせていただいております。

このようなことから、平成25年度からは、そういった木育事業の1つといたしまして、木を生かす人材養成連携事業というものを実施し、徳島県建築士会等と連携いたしまして、木材に詳しい建築技術者の養成を図りまして、ひいては県産材の需要の拡大に努めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

杉本委員

大筋には、そうなんだろうなと、そういう仕方しかないんだろうなとは思うんですが、 関東大震災のときに、木造住宅が大変燃えた、つぶれた、死者も出たということで、日本 の都市部では、れんがづくりや鉄筋コンクリートづくりに変えるかという、そのときの施 策がずっと生きてきているんだというような話である。その後、設計や建築を教える大学 で、木造というのはほとんどないんですね。ゼロでないかと思いますよ。木造を教えると いうのは。教室はあったり、何かあったり、研究会やそんなんはあるにしても、ないんで はないかと。ですから、人が育たなかったし、お金にもならない。その後は大工さんが、 いわゆる棟梁と言われた人が全てを引き受けてやってきた。

今度、阪神大震災のときあたりで言われたのが、木造住宅がだめというふうにずっと言われた。しかし、大工さんはようわかっとっても、この家は地震に弱いですよ、この家は雨漏りとか水締まりは弱いですよというのはよくわかっとっても、施主に言われたらそれに合わす。ですから、異常に大きな窓をつくったり、柱を抜いたり、太すぎるような上物を入れて、上が重たいような家にしている。かわらは、最近はどんどんかわらを鳴門あたりや淡路島のほうですね。あれほど屋根が重すぎてつぶれたのに、今みたら姫路城みたいな家を建てている。かわらが重すぎるとわかっとっても、やっぱり施主に言われたら従ってしまう。徳島でも最近の家はそういうようになってきている。また、東北や北陸のほうでの地震を見たら、もともと雪が多いので、トタン屋根であったはずなのに、お金ができたからといってかわらにしたり。かわらの家に雪が乗ったらどれだけ重たいか。つぶれてもしょうがないような家を建ててね。

もう少し具体的に、もう少し突っ込んでやってもらわんことには、この間、今、お答え になった養成塾の設計の先生にお話を聞いたわけですから、もうちょっと具体的に言うと、 お金もつけるという話もせなんだらいかんと思うんです。もう一遍、御答弁いただきたい と思います。

梶本林業戦略課次世代プロジェクト推進室長

木を生かす人材養成連携事業の詳しい内容等についての説明をさせていただきたいと思います。まず、今年度に進めておりました徳島木材建築設計人材養成講座から御説明をさせていただきます。これは、積極的に木材利用を進める建築士さんを養成するために、社

団法人建築士会の御協力をいただきまして、県内の森林資源の状況でありますとか、徳島 杉の材料特性などの木材の基礎的な内容から、それから、木造についての国内の第一線で 活躍中の建築士さんを講師といたしまして、木質の構造や木造建築の防火構造、あるいは 耐火構造など、そういった木造建築の守るべき初歩的な内容を取り上げまして、木造の建 築技術者の養成に努めてまいったところでございます。

それで、来年度から実施予定の木を生かす人材養成連携事業におきましては、昨年4月にオープンいたしました木材利用創造センターが中心となりまして、木造建築の構造強度特性や木造建築に係る法規制、あるいは制限などの専門的な項目を題材とした講座を開設することとしております。さらに、素材丸太の切り出し搬出現場でございますとか、あるいは製材工場、あるいは県内の大型木造建築物など川上から川下における現地の研修を行いまして、県産材の製造工程や県産材の使われ方をじかに知っていただく、そして実際の設計に生かすことができる研修を行うこととしております。

そういったことで、今後も徳島建築士会との連携によりまして、木材利用の知識を有する設計者施行者、大工さん、そういった木造建築技術者、いわば地域の気候風土の適合した木造住宅の担い手の養成を図ることによりまして、県産材良質材の利用拡大につなげてまいりたいというふうに考えております。

杉本委員

人材養成連携事業の講座に入っておる先生に話を聞きました。ありがたいし、努力したいし、協力もしたいという話だったんですが、もうちょっと、もうかるような話も中へ入れとかんことには、ついていきにくいなという話も出てきました。その辺もよく意見を聞いたりして、大勢の人数を構えるんでなしに、確実についてきてくれるというか、協力してくれる人を何人かつくっていくという方向が、まずまずの方向でないかと思いますので、ぜひ成功させていただきたいとお願い申し上げて終わりたいと思います。ありがとうございました。

川﨑農業基盤課長

ちょっとおわびなんですけれども、先ほど達田委員へお答えした中で数字が一部間違っていまして、那賀川地区の平成23年度までの県負担額なんですけれども、24億円とお答えしたんですけれども、これ2期地区の分がちょっと抜けておりまして、正確には36億7,000万円ということでございます。お詫びして訂正いたします。誠に申しわけございませんでした。

有持委員長

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいま審査いたしました農林水産部関係の付託議案は、議案のとおり可決すべきもの

と決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

(「意義あり」と言う者あり)

達田委員

1 号議案につきましては、先ほどもお尋ねをしたとおりなんですけれども、非常に不透明な徳島化製協業組合への補助金ということで計上されております。こういうものが入っておりますので反対をいたします。

有持委員長

それでは、農林水産部関係の議案第1号について御異議がありますので、これを起立に よって採決をいたしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議案第1号平成25年度徳島県一般会計予算について、議案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方は、御起立をお願いいたします。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、議案第1号は原案のとおり、可決すべきものと決定いたしました。

次に、ただいま採決いたしました議案をのぞく議案について採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま採決いたしました議案第1号を除く農林水産部関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

よって議案第1号を除く農林水産部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと 決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの(起立採決)

議案第1号

原案のとおり可決すべきもの(簡易採決)

議案第9号 議案第10号、議案第11号、議案第12号、議案第15号、議案第50号 議案第65号 議案第73号、議案第74号、議案第75号、議案第76号

以上で農林水産部関係の審査を終わります。

本年度の最終の委員会で、本当に長い時間ありがとうございました。

農林水産部関係の審査に当たり、理事者各位におかれましては、常に真摯な態度をもって審査に御協力いただき、深く感謝の意を表する次第でございます。

また、審査の過程において表明されました委員の意見並びに要望等を十分尊重していた

だき、今後の農林水産行政の推進に反映されますよう強く要望してやまない次第でございます。

終わりに当たりまして、皆様方には、ますます御自愛いただきまして、それぞれの場で 今後とも県勢発展のため、御活躍されますよう御祈念いたしまして、私のあいさつとさせ ていただきます。

どうもありがとうございました。

吉田農林水産部長

一言ごあいさつさせていただきます。

ただいま、有持委員長さんから、御丁重なごあいさつを賜りまして、誠にありがとうご ざいました。

有持委員長さん、児島副委員長さんを初めといたしまして、委員の皆様方におかれましては、この一年間、本県農林水産業の発展のため、終始、御熱心な御審議を賜りまして、 心より熱く御礼申し上げます。

私ども職員一同は、委員の皆様方から頂戴いたしました貴重な御意見、御提言、さらに は温かい叱咤激励の御言葉を十分肝に銘じまして、本県農林水産業や農山漁村のさらなる 振興、発展に向けまして、なお一層の努力を行ってまいりたいと考えておりますので、今 後とも、御指導、御鞭撻のほど、どうかよろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、委員各位の御健勝と今後益々の御活躍を御祈念申し上げまして、 簡単ではございますが、御礼のごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

有持委員長

これをもって、本日の経済委員会を閉会いたします。 (15時45分)